

雲南市国土強靱化地域計画

令和2年7月

島根県雲南市

目 次

I. はじめに	
1 計画策定の背景	1
2 地域計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 計画の推進	2
II. 本地域の特性と課題	
1 自然的条件	3
2 社会的特性	3
3 産 業	4
4 過疎の状況	4
III. 基本的な考え方	
1 基本目標と事前に備えるべき目標	6
2 国土強靱化を進める上での留意事項	7
IV. リスクシナリオの設定	
1 想定する大規模自然災害	8
2 被害想定となる過去の災害	8
3 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	13
4 施策分野の設定	14
V. 脆弱性評価	
1 脆弱性評価の実施手順	15
2 脆弱性評価の結果	15
VI. 国土強靱化の推進方針	
1 個別施策分野の推進方針	16
2 横断的分野の推進方針	24
3 施策の重点化	28
資料1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	29
資料2 重要業績指標一覧	50

I. はじめに

1 計画策定の背景

平成23年3月に発生した東日本大震災では、観測史上最大のマグニチュード9の巨大地震と大津波により、死者・行方不明者約1万9千人、家屋全壊約13万棟、最大避難者数約47万人、被害額約1兆6千億円の甚大な災害となった。また、近年発生した熊本地震、北海道胆振東部地震や度重なる台風や梅雨前線豪雨等、大規模自然災害に対する社会経済システムの脆さが明らかとなり、その後の復旧復興も長期化し、これまでの事後対策から、社会経済システムの維持、被害の最小化、迅速な復旧復興を図る事前防災の重要性が教訓となった。

国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）が公布、施行され、平成26年6月に「国土強靭化基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定された。基本法第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村における国土強靭化に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されており、島根県においては、「島根県国土強靭化地域計画（平成28年3月）」（以下「県地域計画」という。）を策定している。

雲南市においては、人口減少や高齢化に伴う地域防災力の低下や、激甚化、大規模自然災害等への備えとして、雲南市地域防災計画における予防計画に基づく風水害や地震災害に対する直接的な予防策をはじめ、国土強靭化に資する様々な施策を行ってきたところであり、このたび国、県の動きに併せ、雲南市の国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な指針として本計画を策定するものである。

2 地域計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、基本法との調和を保ち、策定するものとする。

また、県地域計画が本地域の被災形態を包含する計画であることを踏まえ、同計画と調和を保ち、本市が有する様々な分野の計画等の指針となるものである。

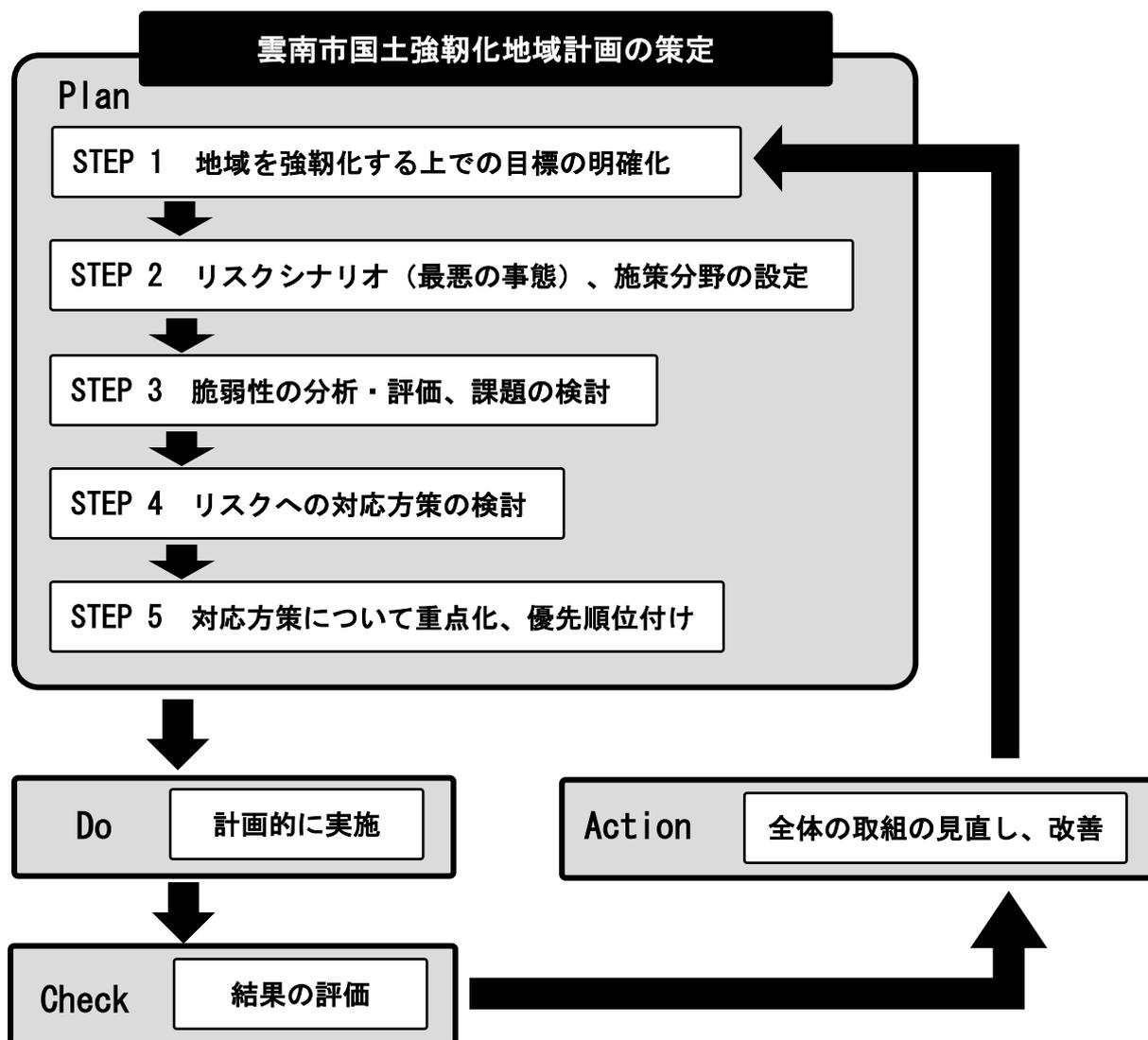
3 計画期間

本計画の推進期間は、令和2年度（2020）から令和6年度（2024）までの概ね5年間とする。その後は、施策の進捗や災害事象への調査研究、技術開発の最新の知見、社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しを概ね5年毎に行う。

4 計画の推進

重要業績指標（KPI）を用いて進捗管理を行うとともに、施策等の見直しについては、PDCAサイクルを繰り返して適切に行う。

なお、重要業績指標（KPI）については、施策の達成度や新たな導入等に応じて継続的に見直すものとする。



Ⅱ. 本地域の特性と課題

1 自然的条件

ア 地勢

雲南市は、島根県の東部に位置し、松江市、出雲市に隣接し、南部は広島県に接している。雲南市の南部は毛無山（1,062m）を頂点に中国山地に至り、北部は出雲平野に続いていることから、標高差が大きくなっている。雲南市内には、斐伊川本流と支流の赤川・三刀屋川・久野川、その支流である阿用川、吉田川などが流れているほか、神戸川に注ぐ稗原川、波多川が流れている。加茂町から大東町、木次町、三刀屋町にかけて、斐伊川と赤川、三刀屋川の合流地点を中心とした平坦部が広がっているが、南部は中国山地に至る広範な山間部である。総面積は553.18㎢で島根県の総面積の8.3%を占め、その大半を林野が占めている。

島根県は全域にわたり「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和42年8月25日)」に基づく特殊土壌（花崗岩風土土）地帯に指定されており、雲南市の多くの地域が花崗岩類の地盤でできている。花崗岩類が風化してできた砂状の土壌「真砂土」は、斜面での安定性が他の土質に比べて劣ることから、集中豪雨時には土砂災害の危険性がある。

イ 気象

北部の大東町や加茂町の平均気温は14℃前後であるが、南部の吉田町や掛合町は12～13℃である。年間降水量は、約1,700～2,000mm程度である。冬季には北部の加茂町でも積雪があり、南部の掛合町や吉田町、大東町や木次町の山間部等では降霜や積雪により農作物や交通等への影響もあるが、近年は暖冬傾向により根雪になることはほとんどない。

2 社会的特性

ア 道路

山陰と山陽を結ぶ国道54号が、松江市宍道町で国道9号から分岐して雲南市内を南北に貫き、国道314号が三刀屋町から南東に伸びている。国道54号により南北の幹線道路軸は充実しているが、県道、市道などによって結ばれている東西の幹線道路軸の整備がやや遅れている。また、雲南市の中心を南北に貫く中国横断自動車道尾道松江線が平成27年3月に全線開通した。

イ 公共交通機関

雲南市内の公共交通機関はバスと鉄道がある。バス交通については、本市と隣接自治体の間を運行する民間バス、中国横断自動車道尾道松江線を經由して島根県と広島県・福岡県の間を運行する高速バス、市内を運行する市営バスがある。さらに、NPO法人及び地域自主組織等が主体となり、地域の実情に合わせた運行も行われている。

鉄道については、宍道駅でJR山陰本線と接続するJR木次線があり、奥出雲町を經由して広島県までつながっている。

3 産業

ア 農林業

木次町、吉田町を中心に有機農業への先駆的な取り組みが行われ、安心安全な農産物の生産地としての評価を得ており、米や畜産、野菜、花き栽培など良質な農畜産物が生産され、乳製品やワイン、味噌などの多彩な加工品も作られている。零細な経営基盤が多く、農家の高齢化が進む一方、産直市や関西方面への販売など独自の販路も確保しながら、集落営農組織や農業法人、UI ターン等の新規就農者による営農も取り組まれている。

一方、野生鳥獣による農作物等への被害が深刻化しているため、猟友会による捕獲や防護柵の設置など、様々な獣被害防止対策を施している。

林業では、国内の木材価格は低迷しているが、森林組合等による素材生産は伸びており、豊富な森林資源の新たな活用策として、木質チップボイラー等の整備を中核として、市民参加による林地残材の収集運搬や地域通貨を活用した森林バイオマスエネルギー事業の取り組みを進めている。

イ 工業

木次町、加茂町等に工業団地が整備されており、誘致企業をはじめとする事業所が立地している。特に木次町には、一般機械製造業、電気機械製造業等の集積が進んでおり、平成29年工業統計調査の製造品出荷額等は県内第4位である。産業分類別で見ると、食料品、衣料、木材、一般機械などの事業所が多くみられる。また、新たな企業団地として、加茂町に神原企業団地の整備を進めている。

ウ 商業

木次町や三刀屋町が小売業の中心地となっており、商業集積や商業環境が充実している。一方、他市の大型店や専門店への消費の流出により、各町の中心市街地の商店街では空洞化や低迷が顕著になり、雲南市中小企業振興基本条例に基づき、総合的な地場企業の振興による地域経済の活性化の支援に取り組んでいる。

エ 観光

豊かな自然・歴史資源に恵まれており、観光資源が豊富にある。また、温泉、公園、ゴルフ場、道の駅等の観光・レクリエーション施設も多数整備されており、平成30年島根県観光動態調査によると、雲南市には年間130万人が訪れている。

4 過疎の状況

雲南市の国勢調査による人口は、昭和35年から平成27年の55年間で64,944人から39,032人となり、39.9%（25,912人）減少している。

こうした過疎化の進行傾向から脱却を図るため、昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法、昭和55年に制定された過疎地域振興特別措置法、平成2年に制定された過疎地域活性化特別措置法、平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法に基づき、旧過疎町村及び町村合併後の雲南市では、産業振興

のための基盤整備、交通体系の整備、快適で便利な住環境の創造、教育文化施設の整備などを進めるとともに、ソフト事業も行ってきた。

今後は、適正な保有量、適正な維持管理の視点による整備、更新、長寿命化を図るためのハード事業に加え、さらなる創意工夫によるソフト事業を展開し、あらゆる分野での過疎対策による自立に向けた取組みが必要である。

Ⅲ. 基本的な考え方

1 基本目標と事前に備えるべき目標

国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和を保つため、本計画の基本目標と、基本目標を達成するための事前に備えるべき目標については、国の基本計画を踏まえ、次のとおりとする。

国土強靱化 基本目標	<ol style="list-style-type: none">1. 人命の保護が最大限図られること。2. 行政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。3. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること。4. 迅速な復旧復興を図ること。
-----------------------	--

基本目標を達成するための《事前に備えるべき目標》

目標 1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。

目標 2 大規模自然災害発生直後から救助、救急、医療活動が迅速に行われる。

目標 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

目標 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

目標 5 大規模自然災害発生直後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

目標 6 大規模自然災害発生直後であっても、生活、経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

目標 7 大規模自然災害発生後であっても、制御不能な二次災害を発生させない。

目標 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会、経済が迅速に再建、回復できる条件を整備する。

2 国土強靱化を進める上での留意事項

本地域における人口減少、地域課題等を踏まえ、国土強靱化に向けた取組みを進める上で、留意する事項を以下に示す。

①地方創生との連携による相乗効果の発揮

人口減少は、様々な観点から脆弱性に影響を与えるものであり、国土強靱化と地方創生の取組みは、施策の効果が平時、有事のいずれを主な対象としているかの点で相違はあるものの、双方とも、持続的で活力ある地域づくりを進めるという共通の目的を有することから、第2次雲南市総合計画（後期基本計画・第2期総合戦略）と本計画が連携し、相乗効果を発揮しながら取組みを推進する。

②ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

大規模自然災害に対して、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、重点化を図りながら防災減災対策を進める。

③既存社会資本の有効活用による施策推進

これからのインフラ整備は、加速するインフラ老朽化、大規模自然災害の発生、社会変化に伴う地域の実情などに対応しつつ、これまでに備えた既存施設を最大限に活用しながら推進する必要がある。しかし、インフラの機能維持のための老朽化対策には、維持管理費や更新費等の莫大な予算が必要となることが懸念される。したがって、今後、各インフラ長寿命化計画に基づき、計画的な施設の維持管理及び更新を進めるとともに、新しいメンテナンス技術の活用やメンテナンスを行う技術者の育成確保も併せて推進する。

④KPI（重要業績指標）による定量的な施策評価とPDCAサイクルによるマネジメント

本計画は、本地域の自然災害に対する施策評価を備えた強靱化システムとして関係部局のみならず、県や民間企業、住民との連携を図りながら実効性を向上させるシステムを構築していく。また、KPIによる定量的な評価に基づいて、PDCAサイクルにより概ね5年毎に本計画を見直し、強靱化システムの最適化を図っていくものとする。

IV. リスクシナリオの設定

1 想定する大規模自然災害

本計画の策定にあたり想定する大規模自然災害は、以下の方針とする。

- 国土強靱化基本計画と同様、大規模自然災害を対象とする。
 - ・ 原子力事故やテロ等、自然災害以外のリスクは対象外
- 県内で発生しうるあらゆる大規模自然災害を想定する。
- 国全体の強靱化への貢献という観点から、周辺地域の支援が必要となる大規模な地震など、県外における大規模自然災害も対象とする。

2 被害想定となる過去の災害

■ 県内で発生した大きな災害の概要

豪 雨	昭和47年7月豪雨（7月9日～14日） <p>日本海まで北上していた梅雨前線が、低気圧の東進とともに瀬戸内まで南下し、次第に活動が活発となった。また、台風第6, 8号が南海上にあって前線を刺激した。</p> <p>このため島根県は9日から14日まで断続的に雨となり、総降水量は、三隅の709mm（この値は、年間総降水量の1/3以上に相当する。）を最高に、県内一部地域を除いてほとんどの地域で500mmを超える豪雨となった。特に被害の大きい地域は益田、浜田周辺、江の川流域、80年来といわれる宍道湖の氾濫による松江市とその周辺市町村に集中した。</p>
	昭和58年7月豪雨（7月19日～23日） <p>いったん日本海まで北上していた梅雨前線が、前線上の低気圧が東進したのに伴い、山陰沿岸まで南下して活動が活発となった。特に23日未明から明け方にかけて、益田から三隅、浜田及び弥栄にかけての地域では猛烈な雨となり、各地で河川氾濫、土砂崩れ等による甚大な被害を受けた。</p> <p>総降水量は益田、三隅方面で600mm以上、波佐方面が600mm位、その他県西部、中部で300～500mm、県南西部、東部では250mm以下であった。特に浜田、三隅、弥栄等で被害が大きかったのは、23日の未明から明け方にかけての比較的短時間に激しい雨が降ったことと、数日來の先行降雨で、地盤がすでに大量の水分を含んでいたことが原因である。</p>
	昭和63年梅雨前線による島根県の大雨（昭和63年7月13日～15日） <p>日本海中部まで北上していた梅雨前線が、オホーツク海高気圧の強まりに伴い、10日頃から南下し始め、13日県東部で雨足が強まり、日降水量は、松江220mm、伯太114mmで、その他県東部で50～100mmを記録した。14日には隠岐地方で大雨となり、日降水量は海士241mm、西郷204mmを記録した。15日には県西部を中心に大雨となり、特に浜田は、1時から7時までの降水量が342mmと58年豪雨以来の大雨となった。</p> <p>総降水量は、浜田で400mmを超え、桜江では300mm、隠岐地方、県中部、松江で200mmを超えたが、県南西部では50mmに満たなかった。</p>

豪 雨	<p>平成18年7月豪雨（平成18年7月15日～21日）</p> <p>日本海に停滞していた梅雨前線が16日から19日にかけて山陰沿岸まで南下して停滞し、活動が活発となった。このため、17日早朝と18日夜から19日朝にかけて、隠岐、東部を中心に猛烈な雨となり、各地で河川氾濫、土砂災害等の甚大な災害が発生した。特に被害の大きかった地域は、神戸川が氾濫した出雲市、昭和47年7月豪雨以来の宍道湖の水位上昇により市街地が浸水した松江市などであった。</p> <p>総降水量は、海士町で482mmを観測したほか、東部や大田邑智地区で400mmを超えた。また、1時間降水量は、17日6時の解析雨量では出雲市で約100mmを観測した。</p>
	<p>平成25年7月梅雨前線及び大気不安定による大雨（7月28日）</p> <p>7月28日は、太平洋高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が対馬海峡付近から島根県西部に流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり、津和野町を中心に猛烈な雨が降った。アメダス津和野では、28日の日降水量381mm、4時44分までの1時間降水量91.5mmを観測し、1日の降水量、1時間降水量とも観測史上1位の値を更新する記録的な大雨となった。</p> <p>このため、津和野町では、河川の氾濫による住家流出、床上浸水、床下浸水など大きな被害が発生した。</p>
	<p>平成25年8月大雨（8月23日～8月25日）</p> <p>23日から25日にかけて、西日本をゆっくり南下した前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込んで、大気の状態が非常に不安定となった。このため、23日8時から25日15時までの総降水量が、江津市桜江で474mm、浜田市で382mmになるなど、西部を中心に記録的な大雨となった。</p> <p>江津市桜江では、最大1時間降水量92.5mm、最大3時間降水量201mm、最大24時間降水量413.5mmを観測し、いずれも通年の1位の値を更新した。</p> <p>このため、県西部では、住家の全壊、床上浸水、床下浸水などの大きな被害が発生した。</p>
	<p>平成29年7月梅雨前線及び台風第3号による大雨（7月4日～7月5日）</p> <p>梅雨前線が日本海からゆっくりと南下し、西日本に停滞した。この前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、前線の活動が活発となった。このため、4日夜から5日朝にかけて記録的な大雨となり、5日5時55分に浜田市、益田市、邑南町、津和野町に大雨特別警報が発表された。</p> <p>降り始めの4日18時から5日24時までの総降水量は、浜田市波佐で353.5mm、浜田市弥栄で341mmを観測した。また、期間中浜田市弥栄で日降水量288mm、日最大1時間降水量63mm、浜田市波佐で日最大1時間降水量82mm、日最大10分間降水量18.5mmを観測し、いずれも7月としては1位の値を更新した。この大雨により県西部で、人的被害軽傷1人や、住家被害半壊1棟、一部損壊3棟、床上浸水13棟、床下浸水51棟の被害が発生した。</p>
台 風	<p>平成3年9月台風第17号（雨台風）</p> <p>9月10日9時にマリアナ諸島近海で発生した熱帯低気圧は、北西に進みながら次第に発達し、11日15時に沖の鳥島付近で台風第17号となった。島根県では、13日から北上してきた秋雨前線の影響で弱い雨が降っていたが、14日に台風が山陰沿岸を通過する際、隠岐地方を中心に激しい雨が降った。この時の西郷の日降水量236mmは、1939年西郷測候所開設以来第1位で、西郷町をはじめ五箇村、海士町、西ノ島町で床上・床下浸水があった。</p>

	<p>平成3年9月台風第19号（風台風）</p> <p>9月13日9時にマーシャル諸島の東で発生した熱帯低気圧は、西に進みながら次第に発達し、16日9時にマーシャル諸島の西で台風第19号となった。台風は、非常に強い勢力を保ちながら北上し、27日16時過ぎに佐世保市の南に上陸した時でも、中心気圧940hPa、中心付近の最大風速は50m/s、風速25m/s以上の暴風半径が300km、15m/s以上の強風半径が600kmと、大型で非常に強い勢力を保っていた。当県では27日午前中、県西部で10～20mmのやや強い時間雨量を記録していたが、10時頃にはいったん小康状態となり、風もまだ弱い状態であった。しかし、台風が19時前に萩市付近を通過する頃から次第に風が強まり、台風が山陰沿岸を通過し、東寄りから南西方向に風向が変わった夜遅くには、県内で20m/s以上の暴風となった。最大瞬間風速は、県内気象官署で軒並み観測史上最大を記録し、松江56.5m/s、浜田48.9m/s、西郷50.6m/sを観測した。ただ、台風の移動が速かったため、強風の時間はあまり長く続かなかった。この風で死者1名、負傷者102名の人的被害があり、建築物及び農作物にも甚大な被害を与えた。降水量は津和野、六日市で120mmを超えたが、雨による直接の被害はなかった。</p>
--	--

豪雪	<p>昭和38年1月豪雪（昭和37年12月～昭和38年2月）</p> <p>12月末から2月初めまでの約1か月にわたり、東北地方から九州にかけての広い範囲で降雪が持続した。冬型の気圧配置が続く中、前線や小低気圧が日本海で発生して通過したため、平野部での降雪が多くなった。松江市の観測地点では、最深積雪は83cm(2/3)、最大日降雪量は43cm(2/2)、期間降雪量は307cmを観測した。</p>
----	---

寒波	<p>平成28年1月寒波（1月23日～1月25日）</p> <p>1月23日から25日にかけて、強い冬型の気圧配置となり、西日本の上空約1,500mに氷点下12度以下の強い寒気が流れ込み、低温による水道管の破裂・漏水が発生し、島根県内14市町村で最大2万4,600世帯が断水となった。</p>
----	--

■市内の過去の主要な洪水とその被害

年月	成因	被害状況等
昭和36年7月	梅雨前線豪雨	<ul style="list-style-type: none"> 日雨量：161.0mm、時間雨量64.0mmを記録（鍋山観測所） 172.0mm、時間雨量59.0mmを記録（久野観測所） 被害総額：123,749千円 赤川：農地浸水321ha、床上浸水103棟、床下浸水231棟 三刀屋川：農地浸水10ha、床下浸水1棟 久野川：農地浸水23ha、床上浸水1棟、床下浸水3棟
昭和39年7月	梅雨前線豪雨	<ul style="list-style-type: none"> 日雨量：281.9mm、時間雨量69.0mmを記録（鍋山観測所） 245.5mm、時間雨量61.0mmを記録（久野観測所） 被害総額：744,756千円 宇那手川：農地浸水49ha、宅地浸水1ha、半壊床上浸水36棟、床下浸水15棟 新田川：農地浸水37ha、宅地浸水1ha、半壊床上浸水34棟、床下浸水208棟 赤川：農地浸水535ha、宅地浸水105ha、全壊流出244棟 半壊床上浸水1356棟、床下浸水401棟 請川：農地浸水20ha、宅地浸水19ha、半壊床上浸水532棟、床下浸水794棟 三刀屋川：農地浸水9ha、宅地浸水3ha、半壊床上浸水29棟、床下浸水21棟
昭和40年7月	梅雨前線豪雨	<ul style="list-style-type: none"> 日雨量：117.0mm、時間雨量20.5mmを記録（鍋山観測所） 158.5mm、時間雨量27.5mmを記録（久野観測所） 被害総額：89,512千円

		<ul style="list-style-type: none"> 赤川：農地浸水 384ha、宅地浸水 20ha, 全壊流出 1 棟 半壊床上浸水 33 棟、床下浸水 10 棟 請川：宅地浸水 10ha、床下浸水 60 棟 三刀屋川：農地浸水 20ha
昭和 46 年 7 月	台風 13 号	<ul style="list-style-type: none"> 日雨量：100.5 mm、時間雨量 48.0 mm を記録（鍋山観測所） 67.7 mm、時間雨量 39.0 mm を記録（久野観測所） 被害総額：18,523 千円 赤川：農地浸水 197ha、宅地浸水 3ha, 床下浸水 8 棟
昭和 47 年 7 月	梅雨前線豪雨	<ul style="list-style-type: none"> 日雨量：226.0 mm、時間雨量 32.5 mm を記録（鍋山観測所） 155.7 mm を記録（久野観測所） 被害総額：459,343 千円 赤川：農地浸水 420ha、宅地浸水 3ha, 半壊床上浸水 24 棟、床下浸水 66 棟 請川：農地浸水 50ha、宅地浸水 2ha 三刀屋川：農地浸水 235ha、宅地浸水 56ha, 半壊床上浸水 14 棟、床下浸水 69 棟 深野川：宅地浸水 0.5ha、床下浸水 6 棟
昭和 50 年 7 月	梅雨前線豪雨	<ul style="list-style-type: none"> 日雨量：74.6 mm、時間雨量 31.0 mm を記録（鍋山観測所） 75.0 mm、時間雨量 27.0 mm を記録（久野観測所） 被害総額：174,987 千円 三刀屋川：農地浸水 12ha、宅地浸水 52ha, 全壊流出 1 棟、半壊床上浸水 25 棟、 床下浸水 30 棟 阿用川：農地浸水 0.2ha、宅地浸水 0.1ha 床下浸水 1 棟
昭和 56 年 6 月	梅雨前線豪雨	<ul style="list-style-type: none"> 日雨量：85.0 mm、時間雨量 14.0 mm を記録（鍋山観測所） 86.0 mm、時間雨量 14.0 mm を記録（久野観測所） 被害総額：62,715 千円 赤川：農地浸水 238ha 三刀屋川：農地浸水 64ha
昭和 60 年 7 月	梅雨前線豪雨	<ul style="list-style-type: none"> 日雨量：60.2 mm、時間雨量 34.0 mm を記録（鍋山観測所） 99.5 mm、時間雨量 39.0 mm を記録（久野観測所） 被害総額：不明 三谷川：農地浸水 3ha、床下浸水 10 棟
昭和 61 年 7 月	梅雨前線豪雨	<ul style="list-style-type: none"> 日雨量：87.0 mm、時間雨量 32.0 mm を記録（鍋山観測所） 87.0 mm、時間雨量 16.0 mm を記録（久野観測所） 被害総額：不明 三谷川：農地浸水 4ha、床下浸水 13 棟
平成 9 年 7 月	梅雨前線豪雨	<ul style="list-style-type: none"> 日雨量：108.0 mm、時間雨量 31.0 mm を記録（鍋山観測所） 101.0 mm、時間雨量 30.0 mm を記録（久野観測所） 被害総額：1,800 千円 宇那手川：農地浸水 14ha 伊保川：農地浸水 41ha、床下浸水 6 棟 畑谷川：農地浸水 23ha 赤川：農地浸水 18ha
平成 10 年 10 月	梅雨前線豪雨	<ul style="list-style-type: none"> 日雨量：87.0 mm、時間雨量 22.0 mm を記録（出雲観測所） 105.0 mm、時間雨量 24.0 mm を記録（大東観測所） 103.0 mm、時間雨量 23.0 mm を記録（大東観測所） 被害総額：2,500 千円 宇那手川：農地浸水 20ha
平成 17 年 7 月	梅雨前線豪雨	<ul style="list-style-type: none"> 日雨量：92.0 mm、時間雨量 40.0 mm を記録（出雲観測所） 114.0 mm、時間雨量 34.0 mm を記録（大東観測所） 118.0 mm、時間雨量 56.0 mm を記録（大東観測所） 被害総額：2,347 千円 遠所川：農地浸水 1.5ha、宅地浸水 0.02ha、床下浸水 1 棟 赤川：農地浸水 0.4ha、宅地浸水 0.04ha、床下浸水 1 棟
平成 18 年 7 月	梅雨前線豪雨	<ul style="list-style-type: none"> 日雨量：136.0 mm、時間雨量 57.0 mm を記録（出雲観測所） 127.0 mm、時間雨量 42.0 mm を記録（大東観測所） 168.0 mm、時間雨量 59.0 mm を記録（大東観測所） 被害総額：205,554 千円 三谷川：農地浸水 5.7ha、宅地浸水 0.6ha、床上浸水 1 棟

		<ul style="list-style-type: none"> ・宇那手川：農地浸水 53.4ha、宅地浸水 9.4ha、床下浸水 6 棟、床上浸水 9 棟 ・斐伊川：農地浸水 1.7ha、床下浸水 2 棟、床上浸水 7 棟 ・伊保川：農地浸水 1.9ha、宅地浸水 0.2ha、床下浸水 7 棟
平成 19 年 8 月	梅雨 前線 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> ・日雨量：108.0 mm、時間雨量 65.0 mm を記録（出雲観測所） 63.0 mm、時間雨量 26.0 mm を記録（大東観測所） 108.0 mm、時間雨量 46.0 mm を記録（大東観測所） ・被害総額：5,5257 千円 ・遠所川：農地浸水 3.6ha、宅地浸水 0.1ha、床下浸水 2 棟、床上浸水 1 棟

3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

起きてはならない最悪の事態に関しては、国の基本方針及び島根県の地域計画を参考にしながら、本市の特性を踏まえ、34の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を以下のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		
1. 人命の保護が最大限図られる 2. 行政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される 3. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4. 迅速な復旧復興	1	大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。	1-1	建物、交通施設等の複合的、大規模倒壊や住宅密集地における火災による死者の発生
			1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊、火災
			1-3	ゲリラ豪雨等による河川氾濫や排水機能停止による浸水被害
			1-4	大規模な土砂災害等による多数の死者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
			1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死者の発生
			1-6	多数の災害関連死の発生
	2	大規模自然災害発生直後から救助、救急、医療活動等が迅速に行われる。（それがされない場合の必要な対策を含む）	2-1	被災地での食料、飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生等
			2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
			2-4	救助、救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
			2-5	大量かつ長期の帰宅困難者への水、食料等の供給不足
			2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
			2-7	被災地における疫病、感染症等の大規模発生
	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化
			3-2	行政機関の職員、施設等の被災による行政機能の機能不全
	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺、長期停止
			4-2	テレビ、ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態
	5	大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊
			5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
			5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	金融サービス等の機能停止により住民生活や商取引に甚大な影響が発生する事態
			5-5	食料等の安定供給
	6	大規模自然災害発生直後であっても、生活、経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、それらの早期復旧を図る。	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送電設備）や石油、LPガスサプライチェーンの機能の停止
			6-2	上水道の長期間にわたる供給停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	交通ネットワークが分断する事態
	7	大規模自然災害発生後であっても、制御不能な二次災害を発生させない。	7-1	市街地での大規模火災の発生
			7-2	沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
			7-3	農地、森林等の荒廃による被害の拡大
	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会、経済が迅速に再建、回復できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復旧復興を担う人材等の不足により復旧復興が大幅に遅れる事態
			8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧復興が大幅に遅れる事態
			8-4	基幹インフラの損壊により復旧復興が大幅に遅れる事態
			8-5	堤防の決壊等による広域、長期にわたる浸水被害の発生により復旧復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」に陥らないために必要な多数の施策を念頭に、これらが属するものとして「個別施策分野」を設定する。また、各目的の早期の実現を図るため、施策同士を効率的、効果的に組み合わせる「横断的分野」を設定する。

【個別施策分野】

- ① 行政機能分野（行政機能／警察・消防等）
- ② 住環境分野（住宅・都市、環境）
- ③ 保健医療・福祉分野
- ④ 産業分野（エネルギー、金融、情報通信、産業構造、農林水産）
- ⑤ 国土保全・交通分野（国土保全、交通・物流、土地利用）

【横断的分野】

- ① リスクコミュニケーション
- ② 人材育成
- ③ 官民連携
- ④ 老朽化対策

V. 脆弱性評価

1 脆弱性評価の実施手順

本市において取り組んでいる、あるいは予定している施策を整理し、それらの進捗状況や島根県での取り組み状況を踏まえ、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに脆弱性の評価を行った。その上で、施策分野ごとに脆弱性を再整理し、施策分野ごとに推進方針を検討した。

なお、推進方針に基づく具体的な事業については、別冊「リスクシナリオを回避するための具体的な事業一覧」に示す。

2 脆弱性評価の結果

脆弱性の評価結果について、「資料1」にリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに示す。

また、脆弱性の評価結果を踏まえ、「資料2」に各施策の進捗を図るものとして、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに指標を示す。

VI. 国土強靱化の推進方針

1 個別施策分野の推進方針

(1) 行政機能分野（行政機能／警察・消防等）

(行政機能)

- ・公共施設の耐震対策に取組み、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等の耐震対策を進めるとともに、非常用発電機等の災害時の対策用設備の設置を進める。
- ・市の公営住宅は160棟、581戸あり、老朽化が進んでいる公営住宅も見られることから、雲南市公営住宅等長寿化計画（平成31年3月）に基づき、維持補修、更新等を計画的に進める。また、土砂災害特別警戒区域指定予定地にある公営住宅については、用途廃止を進める。
- ・小学校及び中学校の校舎耐震化率は100%となっている。更なる機能強化を進めていくため、校舎等の窓ガラス飛散防止対策、非構造部材の耐震化を実施する。
- ・教育・保育施設等（保育所・幼稚園・認定こども園及び子育て支援センターなど主として未就学児の利用する施設）及び児童クラブの耐震化率の向上を図るとともに利用者の安全を確保するため、天井、照明器具などの非構造部材及び家具類の落下・転倒対策を推進する。
- ・道の駅「たたらば壺番地」、「掛合の里」、「さくらの里きすき」、「おろちの里」の4施設については、災害時の活動拠点となることから、非常用電源、災害用トイレ、飲料水等の確保、情報装置の設置、多目的スペースの整備等の機能強化に取り組む。
- ・道路利用者や地域住民の避難場所として、さらには自衛隊等の広域応援部隊等の活動拠点として、道の駅の防災拠点化に取り組む。
- ・平成26年2月に都市計画に関する基本方針である「雲南市都市計画マスタープラン」を策定しており、防災、減災対策の進捗状況等も踏まえ、住民のニーズ、社会情勢等、必要に応じて見直しを行う。
- ・指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知徹底を図る。
- ・指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知徹底を図る。
- ・指定避難所が山裾に立地し、土砂災害の危険性を有する箇所もあることから、島根県による土砂災害（特別）警戒区域等の指定状況を踏まえ、土砂災害に対し、安全な指定避難所の確保に取り組む。
- ・長期避難生活に備えて、避難所における避難者の「生活の質（QOL）」の向上を図るため、指定避難所の機能強化に取り組む。機能強化にあっては、在宅避難者への支援拠点にもなるよう取り組む。
- ・福祉避難所は21施設が指定されており、装備資機材等の充実に努める。
- ・水道施設については、第2次雲南市水道事業総合整備計画に基づき、未普及地区の解消、老朽施設の更新を計画的に取り組む。
- ・水道施設の基幹管路、浄水場及び配水池等の耐震化は、耐震化計画等に基づき取り組む。
- ・初期段階の応急給水ができるよう、加圧式給水タンク車、給水タンク、ポリタンク、非常用飲料水袋、その他必要な資材を整備し、備蓄を進めるとともに、あらかじめ指定避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等の防災上重要な施設を給水運搬先と定めておくほか、運搬先ごとに運搬給水の水源となる浄水場、

配水池、消火栓等や運搬輸送ルート確保に取組む。また、日本水道協会、雲南水道協会等から応援給水がある場合は、受け入れ体制の構築に取組む。

- ・地震等自然災害発生時に、応急給水や復旧作業の拠点としての機能を果たす市役所分庁舎(上下水道部庁舎)の建設を進める。
- ・大規模な災害の発生時には、多くの支援物資等が送付されてくることが想定され、必要な物資を搬入できる供給拠点整備を進める。
- ・道路の通行止めや公共交通機関の運行停止に伴い、帰宅困難者の発生も踏まえた食料や水等の備蓄を進める。
- ・住民や通勤者等に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難者となった場合の避難場所の確保に努める。
- ・地理に不慣れな来訪者や外国人等においても、円滑な避難行動、避難生活を送ることが可能となるように、支援体制の強化に努める。
- ・災害時においても火葬業務の継続が図られるよう、火葬場の耐震化等に努める。
- ・市役所等の被災により、行政情報の流出や業務継続が困難になることを防止するため、行政情報のクラウド化やミラーリング等を進め、災害時においても行政情報を保守し、行政サービスを継続するための体制強化を図る。
- ・観光施設や宿泊施設等が長期にわたって使用不能となると、復旧復興の遅れが生じるとともに、観光地としてのイメージ低下等による集客力の低下につながり、市の観光産業にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、観光施設等の耐震化を促す。
- ・拠点避難所となる規模の大きい指定避難所の確保が困難な地域においては、分散型の避難所の確保が必要であり、集落の規模や地域の実情に則した避難所の整備を、地域自主組織（自主防災組織）と連携を図りながら取組む。

(警察・消防等)

- ・防火水槽や消火栓、消防車、消防施設等の消防施設設備等は、老朽化が進んでいるものもあり、計画的な更新や機能強化を図る。
- ・消防団員の確保にあたっては、機能別消防団員制度の整備など、多様な担い手の確保に取組み、消防力の維持を図る。
- ・地域消防力の向上に向け、防災士の育成を促すとともに、装備や資機材、備蓄等の充実強化を進める。
- ・医療機関、福祉施設等の避難訓練をする。
- ・自衛隊、警察、消防等の円滑な救助、救急活動の実施に向け、活動拠点の確保に努める。
- ・大規模な災害が発生した際には、治安の悪化が懸念されることから、警察（雲南警察署）との連携を図りながら、治安の維持に取組む。
- ・地域や避難所生活における治安の維持を見据え、警察や消防団が中心となって地域の治安維持体制の検討に努め、状況によっては、自治会や地域自主組織（自主防災組織）等にも協力を求め、地域の治安の安定に取組む。
- ・各学校及び教育、保育施設では、独自に避難訓練や防災教育を行い、幼児、児童及び生徒に対する防災意識の向上を促す。

(2) 住環境分野（住宅・都市、環境）

(住宅・都市)

- ・住宅や建築物の倒壊は、地震発生時の直接的な被害の発生にとどまらず、避難の妨げや地震火災の発生等にもつながることから、人的、物的被害の軽減をめざし耐震化を促す。
- ・地震に対する建築防災に関しての情報提供や広報活動、講習会の開催及び相談窓口の設置などを行い、市民や建築技術者の意識の啓発を図る。
- ・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性及び重要性の啓発に取り組むとともに、耐震診断、耐震改修等助成制度の周知を行い、耐震化率の向上を図る。
- ・家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。
- ・雲南市空き家等対策基本計画（平成28年度策定・平成29年度～令和3年度計画）に基づき、空き家等の適正管理や利活用等の様々な施策を推進する。
- ・市街地では、ブロック塀等の倒壊による人的被害や道路閉塞等が懸念されるため、ブロック塀等安全確保事業等を活用したブロック塀の撤去、改築等に向けた整備に努める。
- ・民間住宅は依然として木造家屋を中心として構成されており、地震火災の同時発生により避難を困難にすることがある。特に木造住宅が密集しているところは危険性が高まることから、建物の不燃構造に対する指導等、民間住宅の不燃化に努める。
- ・大規模災害時に孤立等が発生した際においても、トイレの使用や衛生環境の維持が図られるよう、污水处理施設等の計画的な整備（区域統合）や備蓄（災害用トイレや簡易トイレ等）の充実に取り組む。
- ・公共下水道、特定環境保全公共下水道や農業集落排水処理施設等については、老朽化対策等を目的としたストックマネジメント事業や機能強化事業に取り組む。
- ・下水道は、住民に対して使用制限を課すことが困難であり、他のライフラインに比べ施設の本復旧までに要する時間が長いことなどから、被災を想定した上で、速やかに下水道が果たすべき機能を確保するため、下水道の事業継続計画（BCP）を随時更新し、防災訓練等に取り組み、体制の強化や計画の見直し等を行う。

(環境)

- ・避難所における衛生環境の維持に備え、災害用トイレや簡易トイレ等の整備を進める。
- ・災害時における衛生環境の確保に向け、災害時のゴミ処理体制の計画を策定する。
- ・島根県が策定する「島根県災害廃棄物処理計画」や「市町村災害廃棄物処理計画策定ガイドライン」を踏まえ、雲南市災害廃棄物処理計画を策定する。
- ・円滑な復旧復興には、災害廃棄物の速やかな処理が重要であることから、周辺市町村や事業者等との連携、役割分担等を図りながら、災害廃棄物処理体制の強化を図る。

(3) 保健医療・福祉分野

(保健医療)

- ・令和元年9月に雲南市立病院の整備が完了しており、市における災害拠点病院として、職員の災害対応力向上のため体制整備と訓練を行う。

- ・大規模災害が発生した際の医療体制の整備や医療提供の継続を図るため、災害医療マニュアルを策定する。
- ・安全安心な医療を継続して提供するため、地域の公的医療機関が一体となった医療体制の構築に取り組む。
- ・大規模な災害時には、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や避難の長期化による精神的不調等に対する予防策が重要となることから、関係機関と連携を図りながら、心のケア等の対応を進める体制の構築に取り組む。
- ・大規模災害時の医療は、市内の医療機関での対応は限界があると想定されることから、災害時医療支援団体AMD AやDMAT等の災害派遣医療チームとの連携強化等に取り組む。
- ・市内にはドクターヘリ臨時離発着場として38箇所指定されている。災害時の救助、救援活動を円滑に行うとともに、孤立する可能性のある地域への対応や災害拠点病院である雲南市立病院とヘリコプターとの結節なども含め、必要な離発着場を確保していく。
- ・災害時における医療、救護に必要な医療品を確保するため、被害想定を踏まえ、必要な医療品等の品目、数量の備蓄に取り組む。
- ・医療、保健機関、島根県等と連携を図りながら、避難所等におけるノロウイルスやインフルエンザ、新型コロナウイルス等感染症の発生、まん延を防止するため、衛生、防疫体制の確立や避難所運営のルール作りに取り組む。

（福祉）

- ・社会福祉施設は、地震災害や火災が発生した時に自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化やスプリンクラーの設置等による安全性向上を促す。
- ・避難行動要支援者対策を効果的に推進するため、民生委員、児童委員や介護支援専門員などの福祉専門職等と連携を図りながら、地域自主組織との協働による避難行動要支援者名簿の更新や個別支援プラン、要支援者自らが避難方法を定めるマイ避難プランの策定を促進する。発災時に要支援者の的確な避難支援が実施できるよう、平時からの名簿を活用した声掛けや見守りなどの地域福祉活動の取組みを推進する。作成、更新された避難行動要支援者名簿情報は、災害時の避難支援の関係者、関係機関（民生委員・児童委員、介護支援専門員、消防本部、警察署、社会福祉協議会）に提供し、情報共有を行う。
- ・社会福祉施設等の管理者との協議により、特別な配慮がなされた避難所での避難生活が必要な方を受け入れる二次避難所（福祉避難所）の確保に取り組む。
- ・土砂災害警戒区域及び浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設における利用者等の安全を確保するため、要配慮者利用施設に対して避難確保計画の策定及び年1回以上の避難訓練の実施を求める。

（4）産業分野（エネルギー、金融、情報通信、産業構造、農林水産）

（エネルギー）

- ・災害時において電力等の途絶が生じた際においても、救助、救急活動や医療活動等に支障が出ないように、公共施設や医療、福祉施設、主な指定避難所、住宅等において太陽光パネル及び蓄電池等の設置を図り、活動に必要なエネルギー確保を進める。
- ・電力等の早期確保、復旧に向け、電力会社と災害時における連絡体制及び協力体制に関する確認書を締結しており、非常用電源等の供給体制の強化等に努める。

- ・災害時における広域連携、支援体制の確立に向け、燃料販売業者等との連携強化に取り組む。
- ・アクセスの遮断により孤立する場合に備え、他のエネルギー供給が途絶した場合にも、迅速かつ円滑にエネルギーの使用が可能となるよう整備を図る。
- ・災害の発生時においても、確実な情報伝達が可能となるように、防災無線における非常用電源の整備を進める。
- ・災害発生時に電力供給が途絶した場合においても、住民の生活支援等のため防災照明器具等の整備充実を促す。
- ・アクセスの遮断により孤立する場合に備え、指定避難所等において、L P ガスバルクユニットや燃料油タンクを常時備蓄として設置し、他のエネルギー供給が途絶した場合にも、迅速かつ円滑にエネルギーの使用が可能となるよう整備を図る。

(金融)

- ・金融機関との連携強化を図り、災害発生時において金銭等の持ち出しが叶わなかった住民に対し、「災害時の移動金融サービス支援」等により、当面の生活に必要な資金を供給できるような仕組みの構築に取り組む。
- ・企業が被災した際に、経営の維持安定を支援するために、被災企業に対する融資制度である「災害対策基金等」の周知等を行う。

(情報通信)

- ・災害の発生を、いち早く、確実に住民に伝えるため、音声告知放送、文字放送、市民向けメール（安全安心メール）、緊急速報（エリア）メール、自主防災組織や自治会への電話連絡、広報車、ホームページ、公式アプリ、報道メディア等の活用に取り組んでいる。更に防災行政無線システムの整備、既存情報通信手段の連携、相互接続や確実な情報伝達体制の構築により、情報伝達手段の多様化を進める。
- ・携帯電話の不感地区が存在することや災害発生時の電話使用制限等により、災害対策本部と避難施設等との情報共有に不具合が生じる恐れがあるため、関係機関と連携を図りながら不感地区の解消に努める。
- ・国、島根県が進めているLアラート（災害情報共有システム）等の取組状況を踏まえつつ、ライフライン事業者をはじめとする関係者相互による災害情報の共有体制の強化を促す。
- ・集落の孤立が生じた際においても、外部との確実な情報伝達が可能となるように、資機材の整備や指定避難所の機能強化を図る。
- ・ドローンを活用した災害時の情報収集、災害現場での避難者の探索や救助の支援、避難の呼びかけ、医療品等緊急物資等の搬送方法など、新たな技術を活用した対応策の検討に努める。
- ・災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル「171」、災害伝言版「web171」及び「災害用音声お届けサービス」）について普及啓発を行う。
- ・避難所における情報伝達手段の強化に向け、指定避難所のWi-Fi環境を整備する。
- ・市内のケーブルテレビ網は、災害に対して脆弱な面を有していることから、更新にあたっては耐災害性や2ルート化などの対策を講じた上で、関係機関との情報伝達手段の多重化等に取り組む。

(産業構造)

- ・企業等に対して、事業所の安全を確認した上で従業員等を一定期間事業所内に留めおくことができるよう、必要な物資の備蓄の促進について、普及啓発に努める。
- ・企業等のBCP策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期事業再開」の観点から重要であり、島根県や関係機関と連携を図りながら、企業等へBCP策定を促す。
- ・大規模自然災害時における事業活動の早期再開を図るため、個別企業の業務継続計画（BCP）策定と実効性の向上を促進する。また、雲南市商工会や市内金融機関等と連携し、経済活動の継続に向けた取組みを促進する。

（農林水産）

- ・安全に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進していく。また、防災重点ため池として特に監視点検が必要な箇所については、ハザードマップ等を作成し、自治会等へ配布する。
- ・農業用排水施設などの機能診断調査を適切に行い、計画的、効率的な整備など老朽化、機能保全対策を推進していく。
- ・林業の低迷等により、森林の荒廃が進み、森林の持つ国土保全機能（土砂災害防止や洪水緩和等）が損なわれつつあることから、多様な林業振興施策とあわせた森林の整備、保全活動を行う。
- ・森林の適正な管理を進めるとともに、森林資源を有効活用するため、林業・木材産業成長産業化促進対策を活用した間伐等の森林整備及び木材流通施設の整備等を進める。
- ・里山と一体となった豊かな農地等を集落を挙げて守るため、日本型直接支払制度に継続的に取り組む。また、森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用して、里山の再生等を図る。
- ・山林や棚田等の保全に深く関わりを持つ中山間地では過疎化、高齢化が進行し、加えて鳥獣による被害も発生していることから、強い農業・担い手づくり総合支援交付金や日本型直接支払制度を活用した農地の維持、地域の活性化や鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して鳥獣の個体数管理を行うとともに、有害鳥獣被害防止対策等を行う。
- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対して交付金等による支援を行う。
- ・農林業の振興施策との連携を図りながら、市内産品を活かした加工食品（防災備蓄食品）等の開発に取り組むとともに、流通基盤の拡充を図り、災害に強い産業基盤を構築する。
- ・災害発生時においても、速やかな被災農地の復旧や営農の再開を図るため、農林業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向け、基幹的水利施設の整備、耐震化等の防災対策に取り組む。
- ・市の産業活動の継続に向け、「被害の軽減」と「早期事業再開」を目指し、島根県、市、関係団体と連携を図りながら、円滑な営農再開がなされるよう、体制整備及び対策に取り組む。
- ・安定した食料供給力を確保するために重要な役割を担っている農地や農業水利施設の生産基盤整備に着実に取り組む。
- ・基幹的農業水利施設（灌漑排水用ダム、頭首工、ため池、揚水ポンプ等）については、耐震診断を実施し、耐震改修が必要な施設の計画的な改修とともに、施設の長寿命化対策に努める。
- ・農林水産公共施設の安全性を確保するため「島根県農林水産公共施設長寿命化基本方針」に基づき、「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める。

(5) 国土保全・交通分野（国土保全、交通・物流、土地利用）

(国土保全)

- ・国、島根県と連携を図りながら、砂防、治山、地すべり、急傾斜地崩壊対策等のハード対策を推進し、地震や豪雨等における土砂災害の発生や被害の抑制に取り組む。特に、災害時配慮者関連施設や避難路、避難施設に対する安全の確保に取り組む。
- ・島根県「土砂災害防止法」に基づく土砂災害（特別）警戒区域の指定等を踏まえ、防災ハザードマップの作成等を通じ、住民へ土砂災害の危険箇所や指定避難所の周知を図るとともに、地域による避難体制の整備等に取り組む。
- ・河川氾濫により家屋等が浸水する恐れがあることから、施設、資機材整備をはじめとした各種対策を進める。
- ・河川の樋門など、河川及び管理施設の維持管理、老朽化対策を進める。
- ・大規模水害の発生時において、速やかな内水排除を行うため、内原排水機場、三谷排水機場等における長寿命化や機能強化、耐震化に取り組む。
- ・排水ポンプ車を有する国、島根県との連携強化に取り組む。また、市有ポンプ車を適切に配置、稼働できるよう体制整備を進める。
- ・異常気象等による長期的な浸水の防止を図るため、関係機関との連携のもと、河川堤防の耐震化に取り組む。
- ・斐伊川の管理者である国、赤川、三刀屋川等の管理者である島根県、関係機関と連携を図りながら、タイムラインを活用し、防災意識の高揚に努める。

(交通・物流)

- ・緊急輸送道路に指定されている、市道加茂中央1号線をはじめ主要な公共施設や指定避難所等を結ぶ道路網において、関係機関と連携を図りながら、橋梁の定期的な点検や改修、整備及び法面对策等を推進し、災害に強い道路ネットワークの形成に取り組む。
- ・島根県の緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、災害に強い道路ネットワークの形成に取り組む。
- ・応急対策時の緊急輸送道路としての機能に加え、地域経済の復旧復興における確実な物流ルート確保に向け、山陰自動車道の未整備区間の解消、山陰自動車道、尾道松江線の4車線化の推進、加茂バスストップスマートICの設置及び主要県道の整備促進に積極的に取り組む。
- ・DMAT等災害派遣医療チームの迅速な活動を支援するとともに、災害拠点病院をはじめとする医療施設の連携を確実なものとするため、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの確保に向け、高速道路や主要地方道の整備促進により早期事業化に取り組む。
- ・発災後のライフラインの早期復旧に向けて、緊急輸送道路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の周知や的確な運用に取り組む。
- ・災害の発生時において、通行可能なルートを把握することのできる島根県の「災害時情報共有システム」の情報の活用を図るとともに、ライフライン事業者等との情報共有体制の強化に取り組む。

(土地利用)

- ・地域における公衆衛生の向上の観点から、危険な空き家等については、条例等を制定し、所有者に対して適正管理や除去を促す。
- ・空き家等の適正管理や利活用等の様々な施策を早期に実現するため、現況調査による空き家等の把握及び空き家等対策計画を策定する。
- ・地域コミュニティの維持や人口流出防止に向け、応急仮設住宅等の住まいの確保が重要であり、応急仮設住宅建設候補地等の検討に努める。
- ・候補地の検討においては、災害発生から復旧復興の時間経過に応じて必要となる機能や必要面積を踏まえた上で、配置計画等の調整が重要となることから、事前復興まちづくり計画の策定に取り組む。
- ・建設発生土、河川浚渫土を利用し、荒廃農地を埋め立て、応急仮設住宅建設予定地を計画的に確保する。
- ・災害の復旧復興事業において、地籍調査や相続手続きが未実施の場合、用地の確定等に時間を要することが想定されることから、地籍調査を進める。

(1) リスクコミュニケーション

- ・「自らの命は、自らが守る。」という自助を基本に、住民、地域自主組織（自主防災組織）、学校、事業者、ボランティア、島根県、市等の関係者が連携強化を図りながら、地域の防災力の向上に取り組む。特に、人口減少、少子高齢化が進む中で、地域の相互扶助による避難行動要支援者の支援体制の強化に取り組む。
- ・防災ハザードマップの作成、配布等を通じて、住民一人ひとりの防災意識の高揚や災害リスクの周知を行う。
- ・各地域自主組織において活発な活動が行われており、地域のつながりを深めるためにも更なる活動の活性化を促すとともに活動支援に努める。
- ・防災訓練や避難所運営に女性の参画を促す体制づくりに努める等、地域住民が一体となった防災活動の取組みを促す。
- ・防災の基本は“自助”であることの認識のもと、住民一人ひとりの防災意識の高揚を図ることとともに、防災訓練への参加促進に努める。
- ・住民を対象とした、防災円卓会議、出前講座等を開催し、住民の防災対策や意識向上を促す。
- ・家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。
- ・震災時等における火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促す。
- ・各学校では、独自に避難訓練や防災教育を行い、児童生徒に対する防災意識の向上を促す。
- ・市内全域で災害が発生した場合、全ての避難所に職員を配置することが困難になることが想定され、住民が主体となった避難所運営体制の構築に向け、各避難所における避難所運営マニュアルの作成や、避難所の初動体制迅速化に向けた避難所開設キットの検討に努める。
- ・避難所運営マニュアルの作成に当たっては、地域自主組織（自主防災組織）と連携を図りながら、高齢者や障がい者、子ども、女性の視点、アレルギーや生活習慣病等の食事に配慮が必要な方への対応等、多様な視点を踏まえた検討に努める。また、避難所開設訓練、運営訓練の実施を通して、避難所運営マニュアルを作成する。
- ・避難所開設の際には、避難所の安全性の確認が必要となるが、市職員が対応するのは困難な状況に陥ることが予想される。そのため、建築士会等の支援を受けながら避難所開設の判断を行うとともに、避難所運営に関する学習会を開催するなどにより、地域自主組織（自主防災組織）が主体的に関与する避難所開設、運営における体制整備等に取り組む。
- ・大規模災害時における一定期間の孤立等に備えるため、「雲南市地域防災計画」に基づき、公的備蓄と住民自らによる備蓄の適切な役割分担を図りながら、食料、飲料水、生活必需品、医療品等の備蓄に取り組む。
- ・避難生活時における感染症の発生、まん延を防ぐため、平時から予防接種等の健康管理や地域での消毒、害虫駆除等の取組みを促すとともに、住民一人ひとりの意識を高めるため啓発、訓練等を行う。

- ・周辺自治体との連携強化を図りながら、大規模災害に備え、平時からその結びつきの強化に取り組む。特に、大規模災害時においては、市内の避難所だけでの対応が困難になることが予想されることから、周辺市町村での受け入れの仕組みづくり等の検討に努める。
- ・大規模災害時においては、県内外の自治体との相互応援協定の締結により、被災を受けていない自治体からの支援を検討するなど、多様な支援体制の強化に努める。
- ・国や島根県等との連携強化や情報共有を図り、大規模災害時における協力支援体制の構築に取り組む。
- ・平常時における地域内外との交流やコミュニティ活動の活発化を促し、災害時における相互扶助体制の強化に取り組む。
- ・市及び雲南市社会福祉協議会は、島根県社会福祉協議会との連携を図り、ボランティアニーズの把握とマッチング、ボランティアの受け入れ及び派遣調整を円滑に行うため、災害救援ボランティアセンターの運営体制の整備や活動マニュアルの作成等に取り組む。
- ・地震保険の加入促進等により、住民、事業者における事前の備えを促すとともに、被災した家屋の被害を調査し、被害の程度を証明する「り災証明書」を交付するためのマニュアルやシステム整備等、被災者の生活再建支援を迅速に行うための体制構築を図る。
- ・被災者生活再建支援金等の適用を受けるために必要な「り災証明書」等の迅速な発行が可能となるよう、被災時の職員相互派遣協定等、他の自治体との協定締結に取り組む。

(2) 人材育成

- ・避難所運営訓練、リーダー養成講座等に住民の参加を促し、地域の防災を担うリーダーの育成、地域防災力の向上を図る。
- ・様々なまちづくり施策を横断的に取り組んでいくため、災害に強い組織づくりを目指し、業務継続計画（BCP）の更新に努めるとともに、行政機能が機能不全に陥らない体制の構築、代替施設の機能強化に取り組む。特に、大規模災害時においては、市職員の被災や避難場所での滞在等が発生する可能性もあることから、職員の参集訓練や市役所の被災を想定した訓練の実施により、実効性のある計画策定や体制整備に努める。
- ・建設業界においても、高齢化や若年層の離職等が生じていることから、担い手確保や技術の伝承、就労環境の改善を促す。
- ・大規模な災害が発生した際には、コミュニティや治安の維持等に地域自主組織や消防団等が重要な役割を担うことから、平常時からコミュニティ活動の支援や防災リーダーを育成する。
- ・地域住民の絆を強めることは地域防災力の向上につながるため、地域自主組織の活動支援に取り組む。

(3) 官民連携

- ・大規模災害発生時の円滑な救助、救急活動に向け、国、島根県、市、警察、消防、自衛隊、地域自主組織（自主防災組織）等の連携強化に取り組む。
- ・民間事業者等との災害協定の締結等により、災害時における食料、飲料水等を確保する手段の検討に努める。
- ・大規模災害時発生時における円滑な物資調達、供給体制の構築に向け、民間事業者等との協定等による協力体制の構築に取り組む。

- ・集落が孤立し、インフラの途絶等が生じた際に、その早期復旧を図るため、ライフライン事業者等の関係機関との連携強化に取り組む。
- ・公共交通機関をはじめとした関係機関と連携のもと、帰宅困難者の帰宅支援体制の強化に向けた検討に取り組む。
- ・島根県が締結している「大規模災害時における資機材等の供給に関する協定」の締結団体と連携した訓練を通じて、大規模災害時に避難所等への簡易トイレや仮設トイレが迅速に供給されるよう体制強化に取り組む。
- ・災害発生時における電力や通信等の早期確保、復旧に向け、ライフライン事業者との協定を締結するとともに、ライフライン事業者の活動拠点を確保する。
- ・経済活動の早期再開の実現には、ライフラインの復旧等が不可欠であり、ライフライン事業者との協定締結に努めるとともに、早期の応急、復旧活動の支援体制の強化、活動拠点の確保等の条件整備に取り組む。
- ・ライフライン事業者の速やかな応急、復旧活動の支援に向け、国や島根県、関係機関との連携のもと燃料供給体制の強化等に取り組む。
- ・発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、JR西日本、一畑バス等との連携強化を図り、情報収集、共有体制の構築に努める。
- ・避難所や被災住宅での二次被害を防止するため、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等により倒壊の危険性や外壁、窓ガラスの落下、付属施設の転倒等の危険性を判定する応急危険度判定を速やかに行うため、島根県や建築士会等の関係機関との連携強化に取り組む。
- ・広域かつ大規模災害の際の応急危険度判定の実施に当たっては、応急危険度判定士等の人材不足が懸念されることから、建築士会等の関係機関と連携に取り組む。
- ・速やかな道路啓開の実現に向けた体制強化として、地元の建設業者等と災害時支援協定等の締結を行うとともに、災害時に活用可能な重機や資機材、人材の把握等に努める。
- ・建設業者等が被災するおそれもあることから、建設業者のBCP策定等を促す。
- ・大規模な災害時には、避難場所や応急仮設住宅等の生活が長期化することも想定されるため、避難場所への収容や応急仮設住宅の確保等にあたり、地域自主組織等と連携して対応する。
- ・大規模な災害が発生した際に、速やかに応急仮設住宅等の建設につなげいくために、製材業者や建築関係者、木材流通業者等と連携を図りながら、木材備蓄循環システムの構築に取り組む。
- ・島根県や建築士会等との関係機関と連携を図りながら、家屋が被災した場合の応急修理等の速やかな実施に向けた体制強化に取り組む。
- ・一時的な生活の場としては、長期の避難生活が可能となる既存の公営住宅、民間賃貸住宅等のみならず仮設等があげられ、恒久的な住宅の確保に当たっては、災害公営住宅の整備等が求められることから、民間事業者も含めた関係機関と連携のもと、その事前からの確保に取り組む。
- ・被災建築応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士との連携により、緊急時に対応できる体制整備に取り組む。

(4) 老朽化対策

- ・大規模な災害時において指定避難所等となる公共施設については、老朽化が進んでいる施設も見られる。各種公共施設（建物）の被災を抑制し、最低限必要な避難所機能を整備することで、避難生活を送る場所

及び良好な生活環境の確保が図られるとともに、早期の復旧復興につながることを期待されることから、施設の耐震化や改修等を進める。

- ・市の公営住宅は160棟、581戸あり、老朽化が進んでいる公営住宅も見られることから、雲南市公営住宅長寿命化計画（平成30年3月）に基づき、維持補修、更新を計画的に行う。また、土砂災害特別警戒区域指定予定地にある公営住宅については用途廃止を進める。
- ・老朽化している公共施設については、適切な維持改修に取り組むとともに「雲南市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の統廃合等を行う。

3 施策の重点化

限られた資源の中、効率的、効果的に国土強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、重点化しながら進める必要がある。国が示した重点化すべきプログラムに係る「起きてはならない最悪の事態」を参考に、雲南省の特性や課題を踏まえ、下記のとおり23の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1. 人命の保護が最大限図られる 2. 行政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される 3. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4. 迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。	1-1 建物、交通施設等の複合的、大規模倒壊や住宅密集地における火災による死者の発生
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊、火災
		1-3 ゲリラ豪雨等による河川氾濫や排水機能停止による浸水被害
		1-4 大規模な土砂災害等による多数の死者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助、救急、医療活動等が迅速に行われる。（それがされない場合の必要な対策を含む）	2-1 被災地での食料、飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生等
		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺
		2-7 被災地における疫病、感染症等の大規模発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-2 行政機関の職員、施設等の被災による行政機能の機能不全
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺、長期停止
		4-2 テレビ、ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態
	5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊
		5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	6 大規模自然災害発生直後であっても、生活、経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、それらの早期復旧を図る。	6-2 上水道の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 交通ネットワークが分断する事態
	7 大規模自然災害発生後であっても、制御不能な二次災害を発生させない。	7-1 市街地での大規模火災の発生
		7-2 沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3 農地、森林等の荒廃による被害の拡大
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会、経済が迅速に再建、回復できる条件を整備する。	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧復興が大幅に遅れる事態
		8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧復興が大幅に遅れる事態
		8-4 基幹インフラの損壊により復旧復興が大幅に遅れる事態

資料1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1. 脆弱性の評価結果

事前に備えるべき目標 1	大規模災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。
--------------	-----------------------------

1-1	建物、交通施設等の複合的、大規模倒壊や住宅密集地における火災による死者の発生
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊、火災

【住宅・建築物】

- ・住宅、建築物等の耐震化率は63.4%（R1年度末）であり、住宅耐震診断、耐震改修の支援制度等の周知を図り、更なる耐震化を進める必要がある。
- ・家庭での室内安全対策をすすめるため、対策の必要性の啓発や家具等の転落防止対策の周知啓発を図る必要がある。

【公共施設】

- ・市役所等の公共施設の耐震化率は69.5%（H30年度末）であり、指定避難所等となる公共施設の耐震化を進めていく必要がある。
- ・大規模な災害時において指定避難所等となる公共施設については、老朽化が進んでいる施設もみられることから、耐震化や改修工事等を行う必要がある。
- ・老朽化が進んでいる公共施設については、必要に応じて施設の廃止等を検討する必要がある。
- ・市の公営住宅等は、160棟、581戸あり、老朽化が進んでいる公営住宅も見られることから、計画的な維持補修、更新が必要である。
- ・小中学校の校舎耐震化率は100%となっているが、更なる機能強化を図るために、非構造部材の耐震対策に努める必要がある。
- ・教育、保育施設等（保育所・幼稚園・こども園及び子育て支援センターなど主として未就学児の利用する施設）及び児童クラブの耐震化率の向上を図るとともに利用者の安全の確保を確保するため、天井、照明器具などの非構造部材及び家具類の落下、転倒対策を行う必要がある。
- ・社会福祉施設は、地震災害や火災発生時に自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化や防火対策等とあわせて、避難体制の構築に取り組むことが必要である。
- ・市における災害時対応拠点病院として、雲南市立病院の災害対応能力の強化や資機材等の備蓄に努める必要がある。

【中心市街地等】

- ・市街地については、地震後に火災が発生した場合、延焼することが考えられることから、都市計画道路の整備や木造住宅の耐震化、空き家除去等によるオープンスペース等の確保が必要である。
- ・市街地ではブロック塀等の倒壊による人的被害や道路の閉塞等が懸念され、その対策が必要である。

【民間施設、交通施設】

- ・観光施設や商業施設等の不特定多数の人が集まる民間施設については、災害が発生した際に、大規模な被害につながることを認識を高め、施設の耐震化や防火対策等と合わせて、避難訓練等の実施を促す必要がある。
- ・緊急輸送道路に指定されている市道加茂中央1号線をはじめ、主要な公共施設や指定避難所を結ぶ道路網の整備を進めるとともに、橋梁点検や改修、法面对策等に取り組み、災害に強い道路ネットワークの形成を図ることが必要である。

<ul style="list-style-type: none"> ・島根県の緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、災害に強い道路ネットワークの形成を図るため、尾道松江線の4車線化の推進、加茂バスストップスマートICの設置及び主要県道の整備促進に積極的に取り組む必要がある。
<p>【地域消防力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火水槽や消火栓、消防車、消防施設等の消防施設、設備等は老朽化が進んでいるものもあり、計画的な更新や機能強化が必要である。 ・消防団員の確保や自主防災組織の充実強化に努めているところであるが、更なる人材育成、装備資機材の充実強化を図る必要がある。 ・大規模災害発生時の円滑な救助、救急活動に向け、国、島根県、市、警察、消防、自衛隊、自主防災組織等の連携強化を図りながら、防災訓練等を行うことが必要である。
<p>【家庭の防災力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民一人ひとりの防災意識向上を一層図るため、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、自助、共助の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐことが必要である。
<p>【まちづくり計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災減災対策も踏まえたまちづくりを着実に推進するための取り組みが必要である。

<p>1-3 ゲリラ豪雨等による河川氾濫や排水機能停止による浸水被害</p>
<p>【公共施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかな復旧復興拠点となる公共施設等については、浸水時の対策や機能移転等について検討する必要がある。
<p>【河川堤防等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斐伊川水系の河川において、堤防が脆弱な区間があることから、河川堤防の強化等に取り組む必要がある。 ・スーパー台風や近年多発しているゲリラ豪雨に備えるため、確実な避難、人命確保ための取り組みが必要である。
<p>【雨水排水対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内原排水機場、三谷川排水機場等の排水機場については、施設の長寿命化や機能強化、耐震化等に努める必要がある。 ・有事の際に操作される市内の河川管理施設の安全な運用のため、建屋及び照明等を整備する必要がある。
<p>【指定避難所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常気象等により長期的な浸水被害が生じた際には、多くの住民が長期的な避難生活を送ることから、指定避難所の確保や備蓄の推進等に努める必要がある。 ・地域の状況を踏まえた指定避難所の確保が必要である。

<p>1-4 大規模な土砂災害等による多数の死者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態</p>
<p>【土砂災害対策】</p>

・国、島根県と連携を図りながら、砂防、治山、地すべり、急傾斜地崩壊対策等のハード対策を推進し、地震や豪雨等における土砂災害の発生や被害の抑制を図ることが必要である。特に、避難行動要支援者等が多数生活する福祉施設等については、安全の確保が急務である。

【土砂災害警戒区域】

・島根県と連携を図りながら、土砂災害警戒区域の指定の推進を図るとともに、土砂災害警戒区域として指定された箇所については、ハザードマップの作成等により住民への周知に努める必要がある。

【指定避難所】

・指定避難所が山裾に立地し、土砂災害の危険性を有する箇所もあることから、土砂災害警戒区域の指定状況を踏まえつつ、土砂災害に対して安全な指定避難所の確保を進める必要がある。

【森林保全】

・林業の低迷等により、森林の荒廃が進み、森林の持つ国土保全機能（土砂災害の防止や洪水緩和）が損なわれつつあることから、多様な林業振興施策とあわせた森林の整備、保全活動を促進する必要がある。
・山林や棚田等の保全に深く関わりをもつ中山間地域では過疎化、高齢化が進行し、加えて鳥獣による被害も発生していることから、有害鳥獣被害防止対策等を進める必要がある。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死者の発生

【情報手段と体制】

・市では緊急情報の提供を音声告知放送、市民向けメール(安全安心メール)、緊急速報（エリア）メール、SNS等を利用するとともに、防災無線、J-ALERT自動起動装置等の導入により、災害時における確実な情報発信の強化に努めているところであるが、確実な情報伝達体制の構築に向け、更なる取組みが必要である。
・災害時の緊急情報の放送などを行う音声告知端末を設置しているが、ケーブルテレビ伝送路が断線した場合に使用できないため、新たな緊急情報を伝達する対策として防災行政無線システムを整備する必要がある。
・携帯電話の不感地区が存在することや災害発生時の電話使用制限等により、災害対策本部と避難施設等との情報共有に不具合が生じる恐れがあるため、早期解消に努める必要がある。

【避難行動要支援者】

・高齢化や過疎化が進む中、避難行動要支援者の支援体制の強化に努める必要がある。

1-6 多数の災害関連死の発生

【避難所】

・大規模災害が発生した際の長期避難生活を見据えた指定避難所の整備について検討し、その確保に努める必要がある。
・福祉避難所については、運営マニュアルを作成し、装備資機材等の確保や避難所までの移送手段等、運営に要する具体的取組みを進める必要がある。

【避難所運営】

・住民が主体となった避難所運営が求められることから、避難所運営マニュアルの作成等に取り組む必要がある。

- ・大規模な災害時には、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や避難の長期化による精神的不調等に対する予防策が重要となることから、関係機関と連携を図りながら、心のケア等の対応を進める体制を構築しておく必要がある。

【医療】

- ・令和元年9月に新築工事を終えた雲南市立病院を中心に、大規模災害が発生した際の医療体制の検討を進める必要がある。
- ・大規模災害時の医療は、市内の医療機関での対応は限界があると想定されることから、災害時医療支援団体 AMDA や DMAT 等災害時派遣医療チームとの連携強化等を検討する必要がある。

事前に備えるべき目標 2	大規模自然災害発生直後から救助、救急、医療活動等が迅速に行われる。 (それがなされない場合の必要な対応を含む)
--------------	--

<p>2-1 被災地での食料、飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生等</p>
<p>【道路網】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における確実な交通確保のため、基幹交通の災害対応力強化に努める必要がある。 ・緊急輸送道路に指定されている市道加茂中央1号線をはじめ、主要な公共施設や指定避難所を結ぶ道路網の整備を進めるとともに、橋梁点検や改修、法面对策等に取り組み、災害に強い道路ネットワークの形成を図ることが必要である。【再掲】 ・島根県の緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、災害に強い道路ネットワークの形成を図るため、尾道松江線の4車線化の推進、加茂バスストップスマートICの設置及び主要県道の整備促進に積極的に取り組む必要がある。【再掲】
<p>【上水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の耐震化を進めるとともに、災害時の応急給水体制の強化を図ることが必要である。
<p>【公共下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進める必要がある。 ・下水道は、住民に対して使用制限を課すことが困難であり、他のライフラインに比べ、施設の本復旧までに要する時間が長いこと等から、被災を想定した上で、速やかに、下水道が果たすべき機能を確保することが必要である。そのため、下水道BCPを随時更新していく必要がある。防災訓練等を通じて体制の強化や計画の見直し等を行うことが必要である。
<p>【農業集落排水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水処理施設については、災害対策も見据えつつ、施設の更新や機能強化に努める必要がある。
<p>【合併浄化槽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併浄化槽の整備を進めるとともに、災害時における使用ルールに関する周知を図ることが必要である。
<p>【備蓄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時において、一定期間の孤立等に備えるため、公的備蓄と住民自らによる備蓄の適切な役割分担を図りながら、食料、飲料水、生活必需品、医療品等の備蓄を進めることが必要である。 ・民間事業者等との災害協定等により、災害時における食料、飲料水等を確保する手段等を検討しておくことが必要である。
<p>【農林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林業の振興施策との連携を図りながら、市内産品を活かした加工食品（防災備蓄食品）等の開発を促すとともに、流通基盤の充実を図り、災害に強い産業基盤の構築に努めることが必要である。
<p>【物流拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な物資を搬入し、必要な避難所等へ適切に搬送するため、物資の供給拠点の確保を検討しておく必要がある。 ・大規模災害発生時における円滑な物資調達、供給体制の構築に向け、民間事業者等との協定などによる協力体制を構築しておくことが必要である。

<p>【ヘリポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な道路網の閉塞等が生じた場合に備え、緊急時の搬送搬出のためのヘリポート等を確保することが必要である。
<p>【情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤立集落が発生した場合においても、外部との確実な情報伝達が可能となるように、通信機器等の充実を図る必要がある。
<p>【新たな技術の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドローンを活用した緊急時の物資等の搬送方法等、新たな技術等を活用した対策を検討することが必要である。

<p>2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足</p>
<p>【地域防災力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生した際には、自衛隊や警察、消防等も被災し、救助、救急活動等に携わる人員の不足が生じることから、地域防災力を高める必要がある。
<p>【関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時の円滑な救助、救急活動に向け、警察や消防、自主防災組織等の連携強化を図りながら防災訓練等を行うことが必要である。【再掲】
<p>【防災拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊、警察、消防等の広域応援部隊の円滑な活動を支援するため、活動拠点等の確保に努める必要がある。 ・防災拠点機能を確保するために、浸水想定区域外に防災拠点を整備する必要がある。
<p>【ヘリポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な道路網の閉塞等が生じた場合に備え、緊急時の搬送搬出のためのヘリポート等を確保することが必要である。【再掲】

<p>2-4 救助、救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p>
<p>【非常時のエネルギー確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や医療・福祉施設、主要な指定避難所等において、太陽光パネル等の設置を図り、電力が途絶えた際にも、活用可能な自然エネルギーの設置に努めることが必要である。 ・電力等の早期確保、復旧に向け、電力会社との協定を締結しており、非常用電源等の供給体制の強化等に取り組むとともに、事業者の活動拠点等の確保に努める必要がある。 ・市内にある給油所と共同で、燃料確保のための取組みを検討する必要がある。

<p>2-5 大量かつ長期の帰宅困難者への水、食料等の供給不足</p>
<p>【道路網】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における確実な交通確保のため、基幹交通の災害対応力強化に努める必要がある。【再掲】

- ・緊急輸送道路に指定されている、市道加茂中央1号線をはじめ、主要な公共施設や指定避難所を結ぶ道路網において、橋梁点検や改修、法面对策等に取り組み、災害に強い道路ネットワークの形成を図ることが必要である。【再掲】
- ・島根県の緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、災害に強い道路ネットワークの形成を図るため、尾道松江線の4車線化の推進、加茂バスストップスマートICの設置及び主要県道の整備促進に積極的に取り組む必要がある。【再掲】

【備蓄】

- ・大規模災害時において、一定期間の孤立等に備えるため、公的備蓄と住民自らによる備蓄の適切な役割分担を図りながら、食料、飲料水、生活必需品、医療品等の備蓄を進めることが必要である。【再掲】
- ・民間事業者等との災害協定等により、災害時における食料、飲料水等を確保する手段等を検討しておくことが必要である。【再掲】

【帰宅困難者の対応】

- ・住民や通勤者に対して、安否確認手段、帰宅困難者となった場合の避難場所、帰宅困難者支援等の対応策を図る必要がある。
- ・企業等に対して、事業所の安全を確認した上で従業員等を一定期間事業所内に留めておく事ができるよう、必要な物資の備蓄を促す必要がある。
- ・地理に不慣れな来訪者や外国人等においても、円滑な避難行動や避難生活を送ることが可能となるように、支援体制の強化を図ることが必要である。

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【災害医療体制】

- ・令和元年9月に新築工事を終えた雲南市立病院を中心に大規模災害が発生した際の医療体制の検討を進める必要がある。【再掲】
- ・大規模災害時の医療は、市内の医療機関での対応は限界があると想定されることから、災害時医療支援団体AMDAやDMAT等災害時派遣医療チームとの連携強化等を検討する必要がある。【再掲】
- ・AMDA、DMAT等の支援ルートを確保するため、緊急輸送道路に指定されている市道加茂中央1号線をはじめ、主要な公共施設や指定避難所を結ぶ道路網の整備を進めるとともに、橋梁点検や改修、法面对策等を促進し、災害に強い道路ネットワークの形成を図ることが必要である。【再掲】
- ・災害時における医療、救護に必要な医療品等を確保するため、被災想定等を踏まえつつ、必要な医療品等の備蓄に努めることが必要である。【再掲】

【緊急時の搬送体制】

- ・大規模な道路網の閉塞等が生じた場合に備え、緊急時の搬送搬出のためのヘリポート等を確保することが必要である。【再掲】

2-7 被災地における疫病、感染症等の大規模発生

【避難所運営】

- ・医療、保健機関、島根県等との連携を図りながら、避難所等における感染症の発生、まん延を防止するため、衛生、防疫体制の強化や避難所運営のルールづくりを進める必要がある。

・避難所における衛生環境の維持に備え、簡易トイレ等の備蓄に取り組むことが必要である。

【公共下水道】

- ・下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進める必要がある。【再掲】
- ・下水道は、住民に対して使用制限を課すことが困難であり、他のライフラインに比べ、施設の本復旧までに要する時間が長いことなどから、被災を想定した上で、速やかに、下水道が果たすべき機能を確保することが必要である。そのため、下水道 BCP を随時更新していく必要がある。防災訓練等を通じて体制の強化や計画の見直し等を行うことが必要である。【再掲】

【農業集落排水】

- ・農業集落排水処理施設については、災害対策も見据えつつ、施設の更新や機能強化に努める必要がある。【再掲】

【合併浄化槽】

- ・合併浄化槽の整備を進めるとともに、災害時における使用ルールに関する周知を図ることが必要である。【再掲】

【保健医療・福祉】

- ・被災者の生活空間の衛生確保のため、平時から感染防止処理体制の構築や感染症の拡大防止等への備えが必要である。
- ・公衆衛生の向上の観点から、危険な空き家に対する適正管理が必要である。

事前に備えるべき目標 3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
--------------	-------------------------------

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化

<p>【警察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生した際には、治安の悪化が懸念されることから、雲南警察署との連携を図りながら、治安維持に努める必要がある。 ・大規模な災害が発生した際には、警察機能の低下が想定されることから、消防団員等が中心となって各地域の治安維持に努める必要がある。

3-2 行政機関の職員、施設等の被災による行政機能の機能不全

<p>【行政機関の職員・施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害の軽減や洪水時の行政機能維持のため、市役所の浸水時の対策を検討する必要がある。 ・行政機能維持のためにも、各種公共施設等の耐震化及び電源確保に努める必要がある。【再掲】
<p>【代替機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地震災害等により、市役所が使用できなくなる事態においても行政機能の維持を図るため、代替施設の機能強化を図る必要がある。
<p>【行政機能の維持体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災時における行政機能維持のため、他自治体との平時からの連携強化に向けた取組みが必要である。
<p>【行政情報の保守】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所等の被災により、行政情報の流失等が生じないように、行政情報の保全、災害時の業務継続の観点からも、災害等に強い行政情報の管理、運用体制を構築することが必要である。

事前に備えるべき目標 4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
--------------	---------------------------------

4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺、長期停止
4-2	テレビ、ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態
	<p>【防災行政無線等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生時においても、確実な情報伝達が可能となるように、防災行政無線等における非常用電源等の確保に努める必要がある。 ・民間通信事業者の回線が停止した場合においても、関係機関の情報伝達を確保するため、衛星携帯電話の配備等による情報伝達手段の多重化等に取り組む必要がある。【再掲】
	<p>【通信環境の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等における情報伝達手段の強化に向け、指定避難所の Wi-Fi 環境の整備等を進めることが必要である。 ・市には、携帯電話の不感地区があり、民間事業者と連携を図りながら不感地区の解消等に取り組むことが必要である。【再掲】 ・市の全域に整備されているケーブルテレビ網について、耐災害性の強化に努めることが必要である。
	<p>【応急・復旧活動拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信等の早期確保、復旧に向け、ライフライン事業者との協定を締結しており、事業者の活動拠点等の確保に努める必要がある。
	<p>【企業の有する情報技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等が有する情報技術を活用した情報通信確保対策等の検討に努める必要がある。

事前に備えるべき目標 5	大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
--------------	--

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊
5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
<p>【企業のBCP】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業のBCP策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から重要であり、企業のBCP策定を促していく必要がある。
<p>【物流ルートの耐災性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急対策時の緊急輸送道路としての機能確保や、地域経済の復旧、復興における確実な物流ルートの確保に向けた着実な取組みが必要である。【再掲】
<p>【ライフライン事業者等との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信等の早期確保、復旧に向け、ライフライン事業者との協定を締結しており、事業者の活動拠点等の確保に努める必要がある。【再掲】

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
<p>【主要施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道の駅「たたらば老番地」をはじめとした観光施設、産業施設等においては、想定される災害等を認識した上で、耐災害性を高めていく必要がある。【再掲】
<p>【農林産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業版BCPを今後策定し、実効性のある計画として訓練等を通じた体制強化や必要に応じた計画の見直し等を行っていくことが必要である。 ため池等の農業水利施設の耐震化・長寿命化、農業水利施設や農道橋等の保全対策を推進する必要がある。

5-4 金融サービス等の機能停止により住民生活や商取引に甚大な影響が発生する事態
<p>【銀行と連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関と連携強化を図り、災害発生時において、金銭等の持ち出しができなかった住民に対し、当面の生活に必要な資金を提供できるような仕組みを構築する必要がある。
<p>【県中小企業向け融資制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業が被災した際に、経営の維持安定を支援するために、被災企業に対する融資制度である「災害対策資金等」の周知等に努めていく必要がある。

5-5 食料等の安定供給
<p>【農林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林業の振興施策との連携を図りながら、速やかな被災農地の復旧と営農再開に向けた体制整備や農業版BCP策定等に取り組む必要がある。【再掲】 基幹的な農業水利施設については、耐震診断の実施を促し、耐震改修が必要な施設の計画的な耐震化を図る必要がある。

- ・大規模災害時においても、利水施設としての機能が保持、発揮できるよう予防的対策が必要である。
- ・安定した食料供給力を確保するため、農地や農業水利施設の生産基盤整備を着実に行うことが必要である。

【公共施設】

- ・大規模自然災害等により学校給食センターの機能停止が起これり、長期間学校等への給食が提供できなくならないように修繕等による長寿命化を図る必要がある。

【輸送路の確保】

- ・緊急輸送道路等の基幹交通を早期に確保するため、関係機関・協力業者等との連携強化が必要である。【再掲】
- ・輸送ルート of 早期確保のため、事前からの計画検討や代替ルートの確保等の取組みが必要である。【再掲】

<p>事前に備えるべき目標 6</p>	<p>大規模自然災害発生直後であっても、生活、経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、それらの早期復旧を図る。</p>
---------------------	---

<p>6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送電設備）や石油、LPガスサプライチェーンの機能の停止</p>
<p>6-2 上水道の長期間にわたる供給停止</p>
<p>6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p>

<p>【自然エネルギー等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や医療・福祉施設、主要な指定避難所等において、太陽光パネル等の設置を図り、電力が途絶えた際にも、活用可能な自然エネルギーの設置を促すことが重要である。【再掲】

<p>【照明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に電力供給が途絶えた場合においても、住民の生活支援のため、防災照明器具等の整備充実を図ることが必要である。
--

<p>【上水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の耐震化を進めるとともに、災害時の応急給水体制の強化に努めることが必要である。【再掲】
--

<p>【公共下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水処理施設、下水管渠における耐震化を進める必要がある。【再掲】 ・水道が供給停止になった場合においても、使用可能な施設設備等の充実に努めることが必要である。【再掲】 ・下水道は、住民に対して使用制限を課すことが困難であり、他のライフラインに比べ、施設の本復旧までに要する時間が長いことなどから、被災を想定した上で、速やかに、下水道が果たすべき機能を確保することが必要である。そのため、下水道BCPを随時更新していく必要がある。防災訓練等を通じて、体制の強化や計画の見直し等を行う事が必要である。【再掲】

<p>【農業集落排水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水処理施設については、災害対策も見据えつつ、施設の更新や機能強化に努める必要がある。【再掲】

<p>【合併浄化槽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併浄化槽の整備を進めるとともに、災害時における使用ルールに関する周知を図ることが必要である。【再掲】
--

<p>【応急・復旧活動拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種ライフライン等の早期確保・復旧に向け、ライフライン事業者との協定を締結しており、事業者の活動拠点等の確保に努める必要がある。【再掲】

<p>【企業のBCP】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業のBCP策定等を促し、ライフラインが途絶した際においても、事業活動の継続に向けた取組みを促すことが必要である。【再掲】

<p>6-4 交通ネットワークが分断する事態</p>

【道路網】

- ・災害時における確実な交通確保のため、基幹交通の災害対応力強化に努める必要がある。【再掲】
- ・緊急輸送道路に指定されている市道加茂中央1号線をはじめ、主要な公共施設や指定避難所を結ぶ道路網の整備を進めるとともに、橋梁点検や改修、法面对策等に取り組み、災害に強い道路ネットワークの形成を図ることが必要である。【再掲】
- ・島根県の緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、災害に強い道路ネットワークの形成を図るため、尾道松江線の4車線化の推進、加茂バスストップスマートICの設置及び主要県道の整備促進に積極的に取り組む必要がある。【再掲】

【ヘリポート】

- ・大規模な道路網の閉塞等が生じた場合に備え、救助、救急活動のためのヘリポート等を確保することが必要である。【再掲】

【新たな技術の活用】

- ・ドローンを活用した緊急時の物資等の搬送方法等、新たな技術等を活用した対応策を検討することが必要である。【再掲】

【復旧時の情報共有】

- ・道路や公共交通の復旧活動の状況に応じ、通行可能な道路や利用可能な公共交通等の情報共有と発信を適切に行うため、情報共有体制の構築や連携体制の強化に努める必要がある。

【緊急の交通】

- ・災害の発生後、必要な交通の円滑な移動を促すため、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 7	大規模自然災害発生直後であっても、制御不能な二次災害を発生させない。
--------------	------------------------------------

7-1 市街地での大規模火災の発生

【地域消防力】

- ・防火水槽や消火栓、消防車、消防施設等の消防施設設備等は、老朽化が進んでいるものもあり、計画的な更新や機能強化が必要である。【再掲】
- ・消防団員の確保や自主防災組織の充実強化に努めているところであるが、更なる人材育成、装備資機材等の充実強化を図る必要がある。【再掲】
- ・大規模災害発生時の円滑な救助、救急活動に向け、国、島根県、市、警察、消防、自主防災組織等の連携強化を図りながら、防災訓練等を行うことが必要である。【再掲】

【家庭の防災力】

- ・住民一人ひとりの防災意識向上を一層図るため、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、自助、共助の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐことが必要である。【再掲】

7-2 沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

【重点密集市街地等】

- ・市には、地震時等に著しく危険な密集市街地があり、その解消に向け、都市計画道路の整備や木造住宅の耐震化、空き家の除却等によるオープンスペース等の確保が必要である。【再掲】

【住宅、建築物】

- ・住宅、建築物等の耐震化率は63.4%（R1年度末）であり、木造住宅耐震診断・耐震改修の支援制度等の周知を図り、更なる耐震化を進める必要がある。【再掲】

【二次被害の防止】

- ・避難所や被災住宅での二次被害を防止するため、速やかな応急危険度判定等を行う必要がある。

7-3 農地、森林等の荒廃による被害の拡大

【森林保全】

- ・林業の低迷等により、森林の荒廃が進み、森林の持つ国土保全機能（土砂災害防止や洪水緩和等）が損なわれつつあることから、多様な林業振興施策とあわせた森林の整備、保全活動を促進する必要がある。【再掲】
- ・山林や棚田等の保全に深く関わりをもつ中山間地域では過疎化、高齢化が進行し、加えて鳥獣による被害も発生していることから、有害鳥獣被害防止対策等を進める必要がある。【再掲】

【農地】

- ・中山間地域等の農地が持つ、国土保全機能が損なわれつつあることから、多様な農業振興施策とあわせて営農の継続等を促す必要がある。

事前に備えるべき目標 8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会、経済が迅速に再建、回復できる条件を整備する。
--------------	---

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧復興が大幅に遅れる事態	
【候補地選定】	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物を円滑に処理するために、災害に強靱なごみ処理施設及び車両等の整備や応急的な災害廃棄物処理場の候補地等を選定するなど処理体制の充実を図る必要がある。 ・事前復興まちづくり計画の検討を通じて、災害時に必要となる機能の配置計画等を検討しておく必要がある。 	
【処理計画】	
<ul style="list-style-type: none"> ・島根県や周辺市町村との連携、役割分担等を図りながら、災害廃棄物処理計画の策定を進めていく必要がある。 	
【地場企業との連携強化】	
<ul style="list-style-type: none"> ・速やかな応急活動の実施に備え、地元の廃棄物処理事業者や解体業者等との連携強化を図る必要がある。 	

8-2 道路啓開等の復旧復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧復興が大幅に遅れる事態	
【道路啓開計画】	
<ul style="list-style-type: none"> ・島根県の道路啓開計画の策定状況を踏まえ、災害に強い道路ネットワークの形成を図るとともに、道路啓開を実行するための事業者等との連携体制の強化が必要である。 	
【業者】	
<ul style="list-style-type: none"> ・地元の建設業者等と災害時支援協定等の締結を行うとともに、災害時に活用可能な重機や資機材、人材等の把握を行う必要がある。 ・建設業者等が被災するおそれもあることから、建設業者のBCP策定等を促していく必要がある。 ・建設業界においても、高齢化や若年層の離職等が生じていることから、担い手確保や技術の伝承、就労環境の改善を促していく必要がある。 	
【関係機関との連携】	
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時での円滑な協力体制構築のため、国、自治体、関係機関等との平時からの連携強化が必要である。【再掲】 	

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧復興が大幅に遅れる事態	
【自主防災組織】	
<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の確保や自主防災組織の充実強化に努めているとことであるが、更なる人材育成、装備資機材等の充実強化を図る必要がある。 ・大規模な災害時には、避難所や応急仮設住宅等での生活は、長期化することも想定されることから、コミュニティへの配慮を行う必要がある。 ・大規模な災害が発生した際には、警察機能の低下が想定されることから、自主防災組織等が中心となっ 	

<p>て、各地域の治安維持に努める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内外の交流機会の拡充やコミュニティ活動の活発化を促し、災害時における相互扶助体制の強化に取り組む必要がある。
<p>【応急仮設住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの維持や人口流出防止に向け、応急仮設住宅等の住まいの確保が重要であり、応急仮設住宅建設候補地等を選定する必要がある。 ・大規模な災害が発生した際に、速やかに応急仮設住宅等の建設につなげていくために、製材業者や建築関係者、木材流通業者等と連携を図りながら、木材備蓄循環システムの構築を検討していく必要がある。
<p>【一時的及び恒久的な住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時に住宅が被災した際には、一時的な生活の場、さらには、恒久的な住宅の確保が必要である。
<p>【復旧復興に向けた体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧活動を担うボランティアの受入れ、派遣を円滑に行うため、ボランティアセンターの運営体制を整備する必要がある。 ・住民や事業所における被災者の生活再建支援を迅速に行うための体制を構築する必要がある。
<p>【事前復興計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前復興まちづくり計画の検討を通じて、災害後のまちづくりのビジョンを検討しておくことで、被害が軽減され、速やかな復旧復興につながることを期待されることから、地域住民等と協力しながら、事前復興まちづくり計画の検討を行うことが必要である。 ・復興まちづくりに資する貴重な歴史文化資源を保護するため、関連する資料、写真等をデジタルデータベース化するなどの取り組みが必要である。
<p>【地籍調査の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の復旧復興事業において、地籍調査や相続手続きが未実施の場合、用地の確定等に時間を要することが想定されることから、迅速な復旧復興を図るためには、地籍調査事業を推進する必要がある。

<p>8-4 基幹インフラの損壊等により復旧復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>【道路網】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における確実な交通確保のため、基幹交通の災害対応力強化に努める必要がある。【再掲】 ・緊急輸送道路に指定されている、市道加茂中央1号線をはじめ、主要な公共施設や指定避難所等を結ぶ道路網の整備をするとともに、橋梁点検や改修、法面对策等に取り組む、災害に強い道路ネットワークの形成を図ることが必要である。【再掲】 ・島根県の道路啓開計画の策定状況を踏まえ、災害に強い道路ネットワークの形成を図ることが必要である。【再掲】
<p>【公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の行政機能の維持のため、市役所等をはじめとした公共施設の土砂災害警戒区域外及び浸水想定区域外への移転等も含めた検討を進める必要がある。【再掲】 ・大規模自然災害等の発生時における避難、救援活動の場となる屋外スポーツ施設等の機能維持を図る必

要がある。

【応急・復旧活動拠点】

- ・自衛隊、警察、消防等の円滑な救助、救急活動等の実施、各種ライフライン等の早期確保、復旧に向け、ライフライン事業者との協定を締結しており、事業者の活動拠点との確保に努める必要がある。

【再掲】

8-5 堤防の決壊等による広域、長期にわたる浸水被害の発生により復旧復興が大幅に遅れる事態

【排水施設】

- ・ポンプ場等については、施設の老朽化が進んでいることもあり、長寿命化や機能強化、耐震化に努める必要がある。 **【再掲】**
- ・市街地は浸水想定区域内に位置することから、大規模な洪水の際には被災するおそれがあり、排水ポンプ車を有する国、島根県との連携強化等に取り組む必要がある。また、市保有ポンプ車を適切に配置し、稼働する必要がある。

<p>【横断的施策分野】 リスクコミュニケーション</p>
<p>【自助、共助、公助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自らの命は、自らが守る」という自助を基本に、住民、自主防災組織、学校、事業者、島根県、市等の関係者が連携を図りながら、地域の防災力を高めていく必要がある。特に、人口減少・少子高齢化が進む中で、避難行動要支援者等の支援体制の強化に努める必要がある。 ・市では、自主防災組織の活発な活動が行われている地区もあり、更なる活性化を促すとともに、活動が停滞している地区における活動支援に努める必要がある。
<p>【防災意識の高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災ハザードマップの作成等を通じて、危険箇所や避難場所の周知、防災意識の高揚等につなげていく必要がある。 ・定期的な避難訓練をはじめ、住民の防災意識を高めていくことは必要である。
<p>【防災リーダー等の人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災を担う人材育成や防災士、応急危険度判定士の育成、確保等を進めていく必要がある。
<p>【災害遺産の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の災害を教訓とするため、災害遺産を保護し、有効に活用していく必要がある。

<p>【横断的施策分野】 人材育成</p>
<p>【地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生した際には、行政機関や医療施設など公的施設も被災し、救助、救急活動、避難所運営等に携わる人員の不足が想定されることから、定期的な避難訓練による避難所運営の体制づくりや防災リーダー等の育成により、地域の防災を担う人材を育成する必要がある。 ・「自らの命は、自らが守る」という自助を基本に、住民、自主防災組織、学校、事業者、島根県、市等の関係者が連携を図りながら、地域の防災力を高めていく必要がある。【再掲】 ・市では、自主防災組織の活発な活動が行われている地区もあり、更なる活性化を促すとともに、活動が停滞している地区における活動支援に努める必要がある。【再掲】
<p>【行政機能の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても必要な行政機能を維持し、また、災害対策本部として十分な機能を発揮していくためには、定期的な訓練による職員の災害対応力の向上を図る必要がある。

<p>【横断的施策分野】 官民連携</p>
<p>【官民連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時の円滑な救助、救急活動や避難対応、社会及び経済活動の早期の復旧に向けた各種ライフラインの確保など、国、県等の行政機関や民間事業者、地域自主組織等との関係機関により、平時から連携の強化を図る必要がある。

<p>【横断的施策分野】 老朽化対策</p>
<p>【公共施設（建物）の老朽化対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域内や浸水想定区域内に位置し、老朽化が進んだ公営住宅等については、区域外への移

転等も含めて検討を進める必要がある。

【道路橋梁の老朽化対策】

- ・道路や橋梁、河川、ポンプ場等の公共インフラ施設については、個別の長寿命化計画の策定等に取り組んでいるところであり、更なる推進を図っていく必要がある。

資料2 重要業績指標一覽

1-1 建物、交通施設等の複合的、大規模倒壊や住宅密集地における火災による死者の発生

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊、火災

重要業績指標	現況 (R1)	目標 (R6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
住宅の耐震化率	63.4%	90.0% (R7末)	7-1 7-2		○			
多数の者が利用する大規模建築物の耐震化率	80.0% (H27末)	95.0% (R7末)		○	○	○	○	
公共施設の耐震化率	69.5%	75.0%	3-2 5-3 5-5	○		○	○	
雲南市公営住宅等長寿命化計画	策定済	策定済		○	○			
公営住宅改修(建替)	事業中	16戸		○	○			
公営住宅(用途廃止)	事業中	60戸		○	○			
空き家現況調査	実施済	実施済	7-2		○			○
都市計画道路の整備率	74.3%	75.0%	7-2		○			○
老朽危険空き家・空き建築物の除去数	0件	5件	2-7 7-2		○			○
緊急輸送道路の橋梁耐震化対策修繕率	0%	100%	2-1 2-2 5-1 5-2 5-5					○
橋梁長寿命化対策修繕率	71.4%	90.0%	2-1 2-2 5-1 5-2 5-5					○
消防団の条例定数充足率	80.7%	100%	7-1	○				
防災士登録者数	43名	73名	2-3 7-1 8-3	○				
応急危険度判定士の登録者数	24名	取組推進	2-3 7-1 7-2 8-3		○			
雲南市都市計画マスタープラン(H26.2月策定)更新	未更新	更新済		○				○
災害医療マニュアルの策定	策定済	策定済	1-6 2-6			○		○
交流センター施設整備計画	策定済	策定済	8-4	○	○	○		

1-3 ゲリラ豪雨等による河川氾濫や排水機能停止による浸水被害

重要業績指標	現況 (R1)	目標 (R6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
樋門(新川樋門、新田川樋門)修繕率	100%	100%						○
河川浚渫箇所累計(478市河川)	13箇所	21箇所						○
指定緊急避難場所兼指定避難所数	73箇所	取組推進	1-6	○				

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

重要業績指標	現況 (R1)	目標 (R6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
砂防事業実施箇所数	11箇所	11箇所						○

治山事業実施箇所数	5箇所	5箇所						○
地すべり防止区域箇所数	52箇所	52箇所						○
急傾斜地崩壊対策実施箇所数	9箇所	9箇所						○
土砂災害特別警戒区域に係る基礎調査の実施率	100%	100%						○
防災ハザードマップの更新	未更新	更新済						○
森林整備面積（森林組合分間伐）	23ha	100ha	7-3		○		○	
森林整備面積（森林組合分新植）	18ha	60ha	7-3		○		○	
水田面積	2,375ha	2,370ha	7-3				○	
日本型直接支払（中山間地域等直接支払協定面積）	1,731ha	1,731ha	7-3				○	
日本型直接支払（多面的機能支払認定面積）	1,943ha	1,943ha	7-3				○	
日本型直接支払（環境保全型農業直接支払対象面積）	65ha	65ha	7-3				○	
鳥獣による農作物被害（面積）	3,444a	2,157a	7-3		○		○	
鳥獣による農作物被害（金額）	12,453千円	7,566千円	7-3		○		○	

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死者の発生

重要業績指標	現況 (R1)	目標 (R6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
携帯電話の不感地区の解消	14世帯	10世帯	4-1 4-2		○		○	
衛星携帯電話の配備	7台	13台	2-2 4-1 4-2	○			○	
避難行動要支援者名簿登録者のうち、個別支援プラン・マイ避難プランの作成者割合	91.0%	100%				○		

1-6 多数の災害関連死の発生

重要業績指標	現況 (R1)	目標 (R6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
指定緊急避難場所兼指定避難所数	73箇所	取組推進	1-3	○				
避難所運営マニュアル	未策定	策定済	2-7 3-1 8-3	○		○		
防災出前講座の開催回数	26回	30回		○				
福祉避難所の協定締結事業所数	25事業所	27事業所				○		
福祉避難所運営マニュアルの作成	未策定	策定済				○		
災害医療マニュアルの策定	策定済	策定済	1-1 1-2 2-6			○		○

2-1 被災地での食料、飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生等

重要業績指標	現況 (R1)	目標 (R6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
市道改良率	61.7%	61.9%	2-5 5-1 5-2 5-5 6-4					○

			8-4					
緊急輸送道路の橋梁耐震化対策修繕率	0%	100%	1-1 1-2 2-5 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
市道舗装修繕箇所数	10箇所	15箇所	2-5 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
市道落石対策箇所数	19箇所	43箇所	2-5 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
市道通学路安全対策箇所数	9箇所	24箇所	2-5 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
市道簡易修繕箇所数（年間）	520箇所	600箇所	2-5 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
市道除草作業面積（年間）	759,000㎡	759,000㎡以上	2-5 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
橋梁長寿命化対策修繕率	71.4%	90.0%	1-1 1-2 2-5 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
トンネル長寿命化対策修繕率	100%	100%	2-5 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
除雪回転場整備箇所数	59箇所	119箇所	2-5 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
除雪車庫建設棟数	1棟	4棟	2-5 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
除雪機保有台数	36台	36台以上	2-5 5-1 5-2					○

			5-5 6-4 8-4					
加茂 BS スマート IC 整備事業	整備中	R4 事業完了	2-5 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
基幹管路の耐震化	25.5%	26.0%	6-1 6-2 6-3	○	○			
浄水施設の耐震化	64.2%	取組推進	6-1 6-2 6-3	○				
配水施設の耐震化	32.3%	取組推進	6-1 6-2 6-3	○				
公共下水道基幹管路の耐震化	1.6%	取組推進	2-7 6-3	○	○			
公共下水道処理場の耐震化	66.6%	取組推進	2-7 6-3	○				
災害用トイレ、簡易トイレの備蓄数	簡易トイレ 18 基	簡易トイレ 730 基	2-7 6-1 6-2 6-3	○	○			
災害協定締結数（食料、飲料水等）	4 協定	4 協定以上	2-5	○			○	
災害協定締結数（運輸）	1 協定	1 協定以上		○				
衛星携帯電話の配備	7 台	13 台	1-5 4-1 4-2	○			○	
災害協定締結数（ライフライン事業者）	4 協定	4 協定以上	4-1 4-2 5-1 5-2 6-1 6-2 6-3	○				
防災拠点施設の整備	4 施設	4 施設以上	2-3 4-1 4-2 5-1 5-2 6-1 6-2 6-3 8-4	○				
ヘリポート数	38 箇所	38 箇所以上	2-3 2-6 6-4			○		

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
防災士登録者数	43 名	73 名	1-1 1-2 7-1 8-3	○				
応急危険度判定士の登録者数	24 名	取組推進	1-1 1-2 7-1 7-2 8-3		○			

防災拠点施設の整備	4 施設	4 施設以上	2-1 2-2 4-1 4-2 5-1 5-2 6-1 6-2 6-3 8-4	○				
ヘリポート数	38 箇所	38 箇所以上	2-1 2-2 2-6 6-4			○		

2-4 救助、救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政 機能	住環境	保健 医療 福祉	産業	国土保全 交通
非常用発電機設置数（市庁舎）	4 施設	7 施設	3-2	○			○	
太陽光発電設置数	349 件	380 件	6-1 6-2 6-3	○	○		○	
災害協定締結数（エネルギー）	2 業者 電気、LPガス	2 業者以上 電気、LPガス		○			○	

2-5 大量かつ長期の帰宅困難者への水、食料等の供給不足

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政 機能	住環境	保健 医療 福祉	産業	国土保全 交通
市道改良率	61.7%	61.9%	2-1 2-2 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
緊急輸送道路の橋梁耐震化対策修繕率	0%	100%	1-1 1-2 2-1 2-2 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
市道舗装修繕箇所数	10 箇所	15 箇所	2-1 2-2 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
市道落石対策箇所数	19 箇所	43 箇所	2-1 2-2 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
市道通学路安全対策箇所数	9 箇所	24 箇所	2-1 2-2					○

			5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					
市道簡易修繕箇所数（年間）	520 箇所	600 箇所	2-1 2-2 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
市道除草作業面積（年間）	759,000 m ²	759,000 m ² 以上	2-1 2-2 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
橋梁長寿命化対策修繕率	71.4%	90.0%	1-1 1-2 2-1 2-2 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
トンネル長寿命化対策修繕率	100%	100%	2-1 2-2 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
除雪回転場整備箇所数	59 箇所	119 箇所	2-1 2-2 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
除雪車庫建設棟数	1 棟	4 棟	2-1 2-2 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
除雪機保有台数	36 台	36 台以上	2-1 2-2 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
加茂 BS スマート IC 整備事業	整備中	R4 事業完了	2-1 2-2 5-1 5-2 5-5 6-4 8-4					○
災害協定締結数（食料、飲料水等）	4 協定	4 協定以上	2-1 2-2	○			○	

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
災害医療マニュアルの策定	策定済	策定済	1-1 1-2 1-6			○		○
ヘリポート数	38箇所	38箇所以上	2-1 2-2 2-3 6-4			○		

2-7 被災地における疫病、感染症等の大規模発生

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
避難所運営マニュアル	未策定	策定済	1-6 3-1 8-3	○		○		
災害用トイレ、簡易トイレの備蓄数	簡易トイレ 18基	簡易トイレ 730基	2-1 2-2 6-1 6-2 6-3	○	○			
公共下水道基幹管路の耐震化	1.6%	取組推進	2-1 2-2 6-3	○	○			
公共下水道処理場の耐震化	66.6%	取組推進	2-1 2-2 6-3	○				
雲南市災害廃棄物処理計画	未策定	策定済	8-1	○	○			
老朽危険空き家・空き建築物の除去数	0件	5件	1-2 7-2		○			○
予防接種事業（2期麻疹風しん接種率）	95.2%	100%				○		
予防接種事業（BCG接種率）	96.8%	100%				○		

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
避難所運営マニュアル	未策定	策定済	1-6 2-7 8-3	○		○		

3-2 行政機関の職員、施設等の被災による行政機能の機能不全

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
公共施設の耐震化率	69.5%	75.0%	1-1 1-2 5-3 5-5	○		○	○	
非常用発電機設置数（市庁舎）	4施設	7施設	2-4	○			○	
他市町村との相互応援協定締結数	自治体間連 名4協定	自治体間連名 4協定以上	8-2	○				
ICT部門の業務継続計画	未策定	策定済		○				

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺、長期停止

4-2 テレビ、ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政 機能	住環境	保健 医療 福祉	産業	国土保全 交通
衛星携帯電話の配備	7 台	13 台	1-5 2-1 2-2	○			○	
主要な指定避難所のWi-Fi環境整備	28 箇所	40 箇所			○			
携帯電話の不感地区の解消	14 世帯	10 世帯	1-5		○		○	
ケーブルテレビ伝送路更新 (FTTH化)	0%	53.0%			○			
災害協定締結数 (ライフライン事業者)	4 協定	4 協定以上	2-1 2-2 5-1 5-2 6-1 6-2 6-3	○				
防災拠点施設の整備	4 施設	4 施設以上	2-1 2-2 2-3 5-1 5-2 6-1 6-2 6-3 8-4	○				

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政 機能	住環境	保健 医療 福祉	産業	国土保全 交通
企業 (事業所) のBCP策定数	5 社	取組推進	6-1 6-2 6-3				○	
神原企業団地整備事業 第2期分	整備中	未定					○	
神原企業団地関連整備事業 (市道宇治三代線整備ほか)	整備中	R4 事業完了					○	
市道改良率	61.7%	61.9%	2-1 2-2 2-5 5-5 6-4 8-4					○
緊急輸送道路の橋梁耐震化対策修繕率	0%	100%	1-1 1-2 2-1 2-2 2-5 5-5 6-4 8-4					○
市道舗装修繕箇所数	10 箇所	15 箇所	2-1 2-2 2-5 5-5 6-4 8-4					○

市道落石対策箇所数	19箇所	43箇所	2-1 2-2 2-5 5-5 6-4 8-4					○
市道通学路安全対策箇所数	9箇所	24箇所	2-1 2-2 2-5 5-5 6-4 8-4					○
市道簡易修繕箇所数（年間）	520箇所	600箇所	2-1 2-2 2-5 5-5 6-4 8-4					○
市道除草作業面積（年間）	759,000 m ²	759,000 m ² 以上	2-1 2-2 2-5 5-5 6-4 8-4					○
橋梁長寿命化対策修繕率	71.4%	90.0%	1-1 1-2 2-1 2-2 2-5 5-5 6-4 8-4					○
トンネル長寿命化対策修繕率	100%	100%	2-1 2-2 2-5 5-5 6-4 8-4					○
除雪回転場整備箇所数	59箇所	119箇所	2-1 2-2 2-5 5-5 6-4 8-4					○
除雪車庫建設棟数	1棟	4棟	2-1 2-2 2-5 5-5 6-4 8-4					○
除雪機保有台数	36台	36台以上	2-1 2-2 2-5 5-5 6-4 8-4					○
加茂BSスマートIC整備事業	整備中	R4事業完了	2-1 2-2 2-5 5-5 6-4 8-4					○
災害協定締結数（ライフライン事業者）	4協定	4協定以上	2-1 2-2 4-1 4-2 6-1 6-2 6-3	○				

防災拠点施設の整備	4 施設	4 施設以上	2-1 2-2 2-3 4-1 4-2 6-1 6-2 6-3 8-4	○				
-----------	------	--------	---	---	--	--	--	--

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政 機能	住環境	保健 医療 福祉	産業	国土保全 交通
公共施設の耐震化率	69.5%	75.0%	1-1 1-2 3-2 5-5	○		○	○	
ため池整備箇所数	5 箇所	5 箇所					○	

5-4 金融サービス等の機能停止により住民生活や商取引に甚大な影響が発生する事態

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政 機能	住環境	保健 医療 福祉	産業	国土保全 交通
災害協定締結数（金融機関）	未協定	取組推進					○	

5-5 食料等の安定供給

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政 機能	住環境	保健 医療 福祉	産業	国土保全 交通
公共施設の耐震化率	69.5%	75.0%	1-1 1-2 3-2 5-3	○		○	○	
市道改良率	61.7%	61.9%	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 6-4 8-4					○
緊急輸送道路の橋梁耐震化対策修繕率	0%	100%	1-1 1-2 2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 6-4 8-4					○
市道舗装修繕箇所数	10 箇所	15 箇所	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 6-4 8-4					○
市道落石対策箇所数	19 箇所	43 箇所	2-1 2-2					○

			2-5 5-1 5-2 6-4 8-4					
市道通学路安全対策箇所数	9箇所	24箇所	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 6-4 8-4					○
市道簡易修繕箇所数（年間）	520箇所	600箇所	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 6-4 8-4					○
市道除草作業面積（年間）	759,000 m ²	759,000 m ² 以上	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 6-4 8-4					○
橋梁長寿命化対策修繕率	71.4%	90.0%	1-1 1-2 2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 6-4 8-4					○
トンネル長寿命化対策修繕率	100%	100%	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 6-4 8-4					○
除雪回転場整備箇所数	59箇所	119箇所	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 6-4 8-4					○
除雪車庫建設棟数	1棟	4棟	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 6-4 8-4					○
除雪機保有台数	36台	36台以上	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 6-4 8-4					○
加茂BSスマートIC整備事業	整備中	R4事業完了	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 6-4					○

			8-4				
--	--	--	-----	--	--	--	--

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送電設備）や石油、LPガスサプライチェーンの機能の停止

6-2 上水道の長期間にわたる供給停止

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政 機能	住環境	保健 医療 福祉	産業	国土保全 交通
太陽光発電設置数	349 件	380 件	2-4	○	○		○	
基幹管路の耐震化	25.5%	26.0%	2-1 2-2	○	○			
浄水施設の耐震化	64.2%	取組推進	2-1 2-2	○				
配水施設の耐震化	32.3%	取組推進	2-1 2-2	○				
公共下水道基幹管路の耐震化	1.6%	取組推進	2-1 2-2 2-7	○	○			
公共下水道処理場の耐震化	66.6%	取組推進	2-1 2-2 2-7	○				
災害用トイレ、簡易トイレの備蓄数	簡易トイレ 18 基	簡易トイレ 730 基	2-1 2-2 2-7	○	○			
災害協定締結数（ライフライン事業者）	4 協定	4 協定以上	2-1 2-2 4-1 4-2 5-1 5-2	○				
防災拠点施設の整備	4 施設	4 施設以上	2-1 2-2 2-3 4-1 4-2 5-1 5-2 8-4	○				
企業（事業所）のBCP策定数	5 社	取組推進	5-1 5-2				○	

6-4 交通ネットワークが分断する事態

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政 機能	住環境	保健 医療 福祉	産業	国土保全 交通
市道改良率	61.7%	61.9%	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 8-4					○
緊急輸送道路の橋梁耐震化対策修繕率	0%	100%	1-1 1-2 2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 8-4					○

市道舗装修繕箇所数	10箇所	15箇所	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 8-4					○
市道落石対策箇所数	19箇所	43箇所	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 8-4					○
市道通学路安全対策箇所数	9箇所	24箇所	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 8-4					○
市道簡易修繕箇所数（年間）	520箇所	600箇所	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 8-4					○
市道除草作業面積（年間）	759,000 m ²	759,000 m ² 以上	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 8-4					○
橋梁長寿命化対策修繕率	71.4%	90.0%	1-1 1-2 2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 8-4					○
トンネル長寿命化対策修繕率	100%	100%	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 8-4					○
除雪回転場整備箇所数	59箇所	119箇所	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 8-4					○
除雪車庫建設棟数	1棟	4棟	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 8-4					○
除雪機保有台数	36台	36台以上	2-1 2-2 2-5 5-1					○

			5-2 5-5 8-4					
加茂 BS スマート IC 整備事業	整備中	R4 事業完了	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 8-4					○
ヘリポート数	38 箇所	38 箇所以上	2-1 2-2 2-3 2-6			○		

7-1 市街地での大規模火災の発生

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
消防団の条例定数充足率	80.7%	100%	1-1 1-2	○				
防災士登録者数	43 名	73 名	1-1 1-2 2-3 8-3	○				
応急危険度判定士の登録者数	24 名	取組推進	1-1 1-2 2-3 7-2 8-3		○			
住宅の耐震化率	63.4%	90.0% (R7 末)	1-1 1-2 7-2		○			

7-2 沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
空き家現況調査	実施済	実施済	1-1 1-2		○			○
都市計画道路の整備率	74.3%	75.0%	1-1 1-2		○			○
老朽危険空き家・空き建築物の除去数	0 件	5 件	1-2 2-7		○			○
地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化率	36.0%	95.0% (R7 末)			○			○
住宅の耐震化率	63.4%	90.0% (R7 末)	1-1 1-2 7-1		○			
応急危険度判定士の登録者数	24 名	取組推進	1-1 1-2 2-3 7-1 8-3		○			

7-3 農地、森林等の荒廃による被害の拡大

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通

森林整備面積（森林組合分間伐）	23ha	100ha	1-4		○		○	
森林整備面積（森林組合分新植）	18ha	60ha	1-4		○		○	
水田面積	2,375ha	2,370ha	1-4				○	
日本型直接支払（中山間地域等直接支払協定面積）	1,731ha	1,731ha	1-4				○	
日本型直接支払（多面的機能支払認定面積）	1,943ha	1,943ha	1-4				○	
日本型直接支払（環境保全型農業直接支払対象面積）	65ha	65ha	1-4				○	
鳥獣による農作物被害（面積）	3,444a	2,157a	1-4		○		○	
鳥獣による農作物被害（金額）	12,453千円	7,566千円	1-4		○		○	

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧復興が大幅に遅れる事態

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
雲南市災害廃棄物処理計画	未策定	策定済	2-7	○	○			

8-2 復興を担う人材等の不足により復旧復興が大幅に遅れる事態

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
被災協定の締結数（建設業者）	1協定 (建設業協会)	1協定 (建設業協会)			○			○
建設業者のBCP策定数	未策定	取組推進			○			○
他市町村との相互応援協定締結数	自治体間連 名4協定	自治体間連名 4協定以上	3-2	○				

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧復興が大幅に遅れる事態

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
防災士登録者数	43名	73名	1-1 1-2 2-3 7-1	○				
応急危険度判定士の登録者数	24名	取組推進	1-1 1-2 2-3 7-1 7-2		○			
避難所運営マニュアル	未策定	策定済	1-6 2-7 3-1	○		○		
防災に関する地域円卓会議	年1回以上	年1回以上		○		○		
都市公園の整備	7施設	7施設	8-4		○			
災害救援ボランティアセンター活動マニュアルの素案策定	未策定	策定済		○		○		
地籍調査の推進（現地調査進捗率）	93.99%	99.29%						○

8-4 基幹インフラの損壊により復旧復興が大幅に遅れる事態

重要業績指標	現況 (R 1)	目標 (R 6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通

市道改良率	61.7%	61.9%	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 6-4					○
緊急輸送道路の橋梁耐震化対策修繕率	0%	100%	1-1 1-2 2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 6-4					○
市道舗装修繕箇所数	10箇所	15箇所	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 6-4					○
市道落石対策箇所数	19箇所	43箇所	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 6-4					○
市道通学路安全対策箇所数	9箇所	24箇所	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 6-4					○
市道簡易修繕箇所数（年間）	520箇所	600箇所	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 6-4					○
市道除草作業面積（年間）	759,000㎡	759,000㎡以上	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 6-4					○
橋梁長寿命化対策修繕率	71.4%	90.0%	1-1 1-2 2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 6-4					○
トンネル長寿命化対策修繕率	100%	100%	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 6-4					○
除雪回転場整備箇所数	59箇所	119箇所	2-1 2-2					○

			2-5 5-1 5-2 5-5 6-4					
除雪車庫建設棟数	1棟	4棟	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 6-4					○
除雪機保有台数	36台	36台以上	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 6-4					○
加茂BSスマートIC整備事業	整備中	R4事業完了	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-5 6-4					○
交流センター施設整備計画	策定済	策定済	1-1 1-2	○		○		
雲南市公共施設等総合管理計画の策定	策定済	策定済		○	○	○	○	○
防災拠点施設の整備	4施設	4施設以上	2-1 2-2 2-3 4-1 4-2 5-1 5-2 6-1 6-2 6-3	○				
都市公園の整備	7施設	7施設	8-3		○			

8-5 堤防の決壊等による広域、長期にわたる浸水被害の発生により復旧復興が大幅に遅れる事態

重要業績指標	現況 (R1)	目標 (R6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
樋門（新川樋門、新田川樋門）修繕率	100%	100%						○
排水ポンプ車保有台数	1台	1台以上						○

横断的分野 (1) リスクコミュニケーション

重要業績指標	現況 (R1)	目標 (R6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
避難行動要支援者名簿登録者のうち、個別支援プラン・マイ避難プランの作成者割合	91.0%	100%				○		
防災ハザードマップの更新	未更新	更新済						○
交流センター施設整備計画	策定済	策定済		○		○		
避難所運営マニュアル	未策定	策定済		○		○		

防災に関する地域円卓会議	年1回以上	年1回以上		○		○		
予防接種事業（2期麻疹風しん接種率）	95.2%	100%				○		
予防接種事業（BCG接種率）	96.8%	100%				○		
他市町村との相互応援協定締結数	自治体間連名4協定	自治体間連名4協定以上		○				
住宅の耐震化率	63.4%	90.0% (R7未)			○			
多数の者が利用する大規模建築物の耐震化率	80.0% (H27未)	95.0% (R7未)		○	○	○	○	
災害救援ボランティアセンター活動マニュアルの策定 素案策定	未策定	取組推進		○		○		

横断的分野 (2) 人材育成

重要業績指標	現況 (R1)	目標 (R6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
防災士登録者数	43名	73名		○				
避難所運営マニュアル	未策定	策定済		○		○		
防災に関する地域円卓会議	年1回以上	年1回以上		○		○		
防災出前講座の開催回数	26回	30回		○				
交流センター施設整備計画	策定済	策定済		○		○		

横断的分野 (3) 官民連携

重要業績指標	現況 (R1)	目標 (R6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
災害協定締結数（食料、飲料水等）	4協定	4協定以上		○			○	
災害協定締結数（運輸）	1協定	1協定以上		○				
災害協定締結数（ライフライン事業者）	4協定	4協定以上		○				
災害協定締結数（金融機関）	未協定	取組推進					○	
災害協定締結数（エネルギー）	2業者 電気、LPガス	2業者以上 電気、LPガス		○			○	
災害用トイレ、簡易トイレの備蓄数	簡易トイレ 18基	簡易トイレ 730基		○	○			
応急危険度判定士の登録者数	24名	取組推進			○			
被災協定の締結数（建設業者）	1協定 (建設業協会)	1協定 (建設業協会)			○			○

横断的分野 (4) 老朽化対策

重要業績指標	現況 (R1)	目標 (R6)	再掲	個別施策分野				
				行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
公共施設の耐震化率	69.5%	75.0%		○		○	○	
雲南市公営住宅等長寿命化計画	策定済	策定済		○	○			
公営住宅改修（建替）	事業中	16戸		○	○			
公営住宅（用途廃止）	事業中	60戸		○	○			
雲南市公共施設等総合管理計画の策定	策定済	策定済		○	○	○	○	○